

# 05

---

## 資料編

- 1 総合計画改定の経過
- 2 計画事業費
- 3 事務事業一覧
- 4 成果指標一覧
- 5 総合計画と連携する計画



## 1 総合計画改定の経過

### (1) 市民ワークショップ（川崎のこれからを描く「ミライ会議」）

- 無作為抽出された市民によるワークショップを開催し、「10年後の川崎がこうなっていたらいいな」というアイデアや将来像について議論していただきました。
- 参加者数：延べ121人

開催エリア	会場	日程
南部エリア	市役所本庁舎	令和6年11月16日(土)
中部エリア	高津区役所	令和6年12月14日(土)
北部エリア	麻生区役所	令和7年1月25日(土)
子ども会議	こども夢パーク	令和7年1月12日(日)
まとめ回	市役所本庁舎	令和7年2月24日(月・祝)

### (2) 有識者からの意見聴取

- 本市を取り巻く環境変化等を踏まえ、3つのテーマについて、有識者から意見を聴取しました。
- 実施期間：令和7(2025)年2月～3月

テーマ	有識者	所属等
人口減少社会などを踏まえた住まい・まちの持続可能性について	池本 洋一	SUUMO編集長 兼SUUMOリサーチセンター長
	後藤 智香子	東京都市大学准教授
防災分野における多様性・多様化やDXなどについて	臼田 裕一郎	防災科学研究所 社会防災研究領域長
	鈴木 秀洋	日本大学大学院教授
世界で活躍できるグローバル人材の輩出を見据えた教育について	五十棲 浩二	神山まるごと高専校長
	大谷 忠	東京学芸大学大学院教授

### (3) 市民説明会等

#### ① 市民説明会

- 市長自ら「総合計画改定素案」及び「行財政改革第4期プログラム素案」について説明し、参加者との質疑応答を行いました。
- 開催日：令和7(2025)年12月20日(土)
- 会場：中原区役所
- 参加者数：44人
- オンライン配信最大視聴者数：42人



#### ② 出前説明会

- 総合計画改定素案について、各種団体等への出前説明会を行いました。
- 実施期間：令和7(2025)年11月～12月
- 回数：24回
- 参加者数：延べ652人

- 川崎商工会議所
- 川崎市子ども・子育て会議
- 川崎市医師会
- 全町内会連合会
- 川崎市社会福祉協議会
- 区(地区)町内会連合会

など



#### (4) パブリックコメント手続

- 総合計画改定素案について、広く意見を募集しました。
- 実施期間：令和7(2025)年11月～12月

意見提出数（意見件数）		56通（133件）
内訳	インターネット・電子メール	39通（102件）
	FAX	2通（4件）
	持参	1通（3件）
	説明会当日に提出されたもの	14通（24件）

#### (5) 計画改定推進体制

##### ① 総合計画策定推進本部

- 総合計画改定の企画及び立案については、市長を本部長、副市長を副本部長とする総合計画策定推進本部において推進しました。
- 本部長が本部員（各局区の局長等）を招集して開催する本部会議のほか、企画主管（各局区の企画担当課長等）を招集して推進幹事会を開催するなど機動的に検討を進めました。

##### ② 主要課題調整会議

- 令和6～7(2024～2025)年度の主要課題調整会議（市長、副市長、関係局長等が出席）では、総合計画改定に向け、中長期的な視点で政策・施策の方向性や事業手法等について調整を行いました。

##### ③ 庁内ディスカッション

- デジタル化の進展に伴う対面での意見交換の機会の減少など、コミュニケーションの質的な課題が顕在化する中、日常的なディスカッションを組織文化とするきっかけづくりとして、各局区において幅広い職員が参加し、10年後にめざす姿と必要な取組について議論を重ねました。

#### (6) 計画改定までのスケジュール概要

年	月	内容
令和6(2024)年	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総合計画改定に向けた基本的な考え方」の公表</li> <li>市議会第2回定例会開会（～6月）</li> </ul>
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要課題調整会議</li> </ul>
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会第3回定例会（～10月）</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民ワークショップの開催（～翌年2月）</li> <li>市議会第4回定例会（～12月）</li> </ul>
令和7(2025)年	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総合計画改定作業方針」の庁内通知</li> <li>有識者意見聴取（～3月）</li> <li>市議会第1回定例会（～3月）</li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総合計画改定方針」及び「総合計画改定に向けた将来人口推計」の公表</li> <li>主要課題調整会議</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会第2回定例会</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要課題調整会議</li> </ul>
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会第3回定例会（～10月）</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総合計画改定素案」の公表</li> <li>市議会第4回定例会（～12月）</li> <li>パブリックコメント手続（～12月）</li> <li>出前説明会の実施（～12月）</li> </ul>
令和8(2026)年	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民説明会の開催</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総合計画改定案」の公表</li> <li>市議会第1回定例会（～3月）</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想・基本計画議決</li> <li>総合計画改定</li> </ul>



## 2 計画事業費

### (1) 政策体系別計画事業費

- 計画事業費とは、総合計画に位置づけた施策や事務事業を着実に推進するため、収支フレームとの整合を図りながら、計画期間内に必要な経費を年度ごとに積み上げたものです。
- ここでは、政策体系に基づく5つの「基本政策」及び「政策の執行を支えるその他の経費」について、各年度ごとに総事業費及び一般会計分の事業費を算出しています。

(単位:億円)

基本政策		R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	4年間総計
基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	総事業費	5,413	5,685	5,800	5,826	22,724
	うち一般会計	2,024	2,179	2,193	2,225	8,621
基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	総事業費	1,973	2,165	2,210	2,152	8,500
	うち一般会計	1,971	2,163	2,208	2,150	8,492
基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり	総事業費	411	418	548	708	2,085
	うち一般会計	402	413	545	700	2,060
基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり	総事業費	1,246	1,573	1,483	1,552	5,854
	うち一般会計	712	1,022	897	947	3,578
基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり	総事業費	133	229	179	160	701
	うち一般会計	133	229	179	160	701
政策体系合計 (A)	総事業費	9,176	10,070	10,220	10,398	39,864
	うち一般会計	5,242	6,006	6,022	6,182	23,452
政策の執行を支えるその他の経費 (B)	総事業費	5,289	5,328	5,520	5,524	21,661
	うち一般会計	3,537	3,542	3,690	3,659	14,428
総計 (A+B)	総事業費	14,465	15,398	15,740	15,922	61,525
	うち一般会計	8,779	9,548	9,712	9,841	37,880

➤ 公債管理会計分の事業費は、各会計の市債の発行や償還を管理する会計であり、事業費が重複するため、対象事業費から除いています。



## (2)収支フレーム

- 「今後の財政運営の基本的な考え方」では、持続可能な行財政基盤の構築に向けて、「収支フレーム」を踏まえた財政運営を行うこととしており、財源的に実行可能な計画として、総合計画を推進します。
- 歳入については、市税収入の堅調な伸びなどにより年々増加していますが、多様化する課題への的確な対応を図りながら、必要な施策・事業を着実に推進するため、一時的な収支不足が見込まれることから、減債基金からの新規借入れによる対応を想定しています。
- 減債基金の活用は、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行うものと見込みますが、毎年度の収支不足額や財政調整基金の残高の状況に応じて、予算において適切に対応し、可能な限り新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行います。

(単位:億円・一般会計ベース)

		R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
歳入	一般財源	5,094	5,200	5,261	5,341
	国庫支出金	1,802	1,945	1,950	2,007
	市債	697	1,135	1,086	1,173
	その他特定財源(県支出金等)	1,166	1,222	1,262	1,259
	歳入合計 (A)	8,759	9,502	9,559	9,780
歳出	管理的経費	793	794	818	810
	政策的経費	1,558	1,575	1,604	1,569
	職員給与費	1,838	1,780	1,848	1,794
	公債費(諸費を除く)	754	788	827	873
	一部の社会保障関連経費	2,709	2,794	2,846	2,894
	投資的経費	1,127	1,817	1,769	1,901
	歳出合計 (B)	8,779	9,548	9,712	9,841
収支 (A-B)		▲20	▲46	▲153	▲61
財政調整基金の活用		20	20	20	20
減債基金からの新規借入		0	26	133	41

➤ 歳入・歳出とも、過去の減債基金借入金を除いています。



### 3 事務事業一覧

(1) 第4期実施計画の政策体系に位置づける事務事業（○の付いた事務事業は「政策体系別の取組」の「主な取組」に掲載）

#### 基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

##### 政策1-1 災害に強いまちをつくる

###### 施策1-1-1 地域防災力の向上

- 災害対応力強化事業
- 地域防災推進事業
- 防災施設整備事業
- 帰宅困難者対策推進事業
- 災害保健医療・福祉対策事業
- 臨海部・津波防災対策事業

###### 施策1-1-2 まちの耐震化・不燃化の推進

- 民間建築物耐震化促進事業
- 防災市街地整備促進事業
- 防災まちづくり支援促進事業
- 狭あい道路対策事業

###### 施策1-1-3 消防力の強化

- 警防活動事業
- 火災予防事業
- 消防指令体制整備事業
- 消防施設整備事業
- 地域防災支援事業

###### 消防署所の適正配置事業

###### 消防車両等管理事業

###### 航空隊関係事業

###### 査察活動事業

###### 危険物施設等規制事業

###### 消防広報事業

###### 消防音楽隊等活動事業

###### 施策1-1-4 河川施設の整備

- 河川計画事業
- 河川改修事業
- 河川施設更新事業
- 平瀬川・多摩川合流部整備事業
- 水防業務
- 雨水流出抑制施設指導業務

##### 政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

###### 施策1-2-1 防犯対策の推進

- 防犯対策事業
- 犯罪被害者等支援事業
- 路上喫煙防止対策事業
- 客引き行為等防止対策事業
- 消費生活相談・啓発育成事業

###### 施策1-2-2 交通安全対策の推進

- 交通安全推進事業
- 安全施設整備事業
- 放置自転車対策事業
- 踏切道改善推進調査事業

###### 施策1-2-3 道路等の維持・管理

- 道路施設等維持修繕事業
- 河川・水路維持補修事業
- 道水路不法占拠対策事業
- 地籍調査事業
- 私道舗装助成事業
- 道水路台帳整備事業
- 占用管理事業
- 屋外広告物管理事業

##### 政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

###### 施策1-3-1 安定給水の確保

- 水道・工業用水道施設の地震対策事業
- 水道・工業用水道施設の老朽化対策事業
- 水道水質の管理事業
- 水道・工業用水道の危機管理対策事業
- 水道・工業用水道の経営基盤強化事業
- 水道・工業用水道の環境施策推進事業
- 水道分野における国際事業

###### 施策1-3-2 下水道による水循環の形成

- 浸水対策事業
- 下水道施設の地震対策事業
- 下水道施設の老朽化対策事業
- 下水道の危機管理対策事業
- 下水道の経営基盤強化事業
- 水環境の保全事業
- 下水道の環境施策推進事業
- 下水道分野における国際事業

##### 政策1-4 安心して暮らせる地域のしくみをつくる

###### 施策1-4-1 地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括ケアシステム推進事業
- 地域のつながりづくり推進事業
- 民生委員児童委員活動育成等事業
- 医療・介護等連携推進事業
- 地域リハビリテーション推進事業
- 社会福祉協議会との協働・連携事業
- 社会福祉法人指導監査事業
- 権利擁護事業
- メンタルヘルス・自殺対策事業
- 再犯防止事業
- 戦没者遺族援護事業

###### 施策1-4-2 高齢者の地域共生の推進

- 高齢者総合相談・支援事業
- 高齢者生きがい・社会参加促進事業
- 介護予防・重度化防止対策事業
- 認知症等対策事業
- 介護サービス基盤確保・運営支援等事業
- 高齢者の住まい・生活支援事業
- 介護保険制度運営事業
- 高齢者措置等事業

###### 施策1-4-3 障害者の地域共生の推進

- 障害者等総合相談・支援事業
- 障害児等総合相談・生活支援事業
- 障害福祉の基盤確保・運営支援等事業
- 障害者生活支援事業
- 障害者社会参加・就労支援事業
- 障害者等手当・医療費助成事業

###### 施策1-4-4 住宅・居住環境の整備

- 住宅政策調査事業
- 高経年住宅等維持・再生事業
- 住み替え等促進事業
- 安定居住推進事業
- 市営住宅等整備・管理活用事業



## 基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

## 政策1-4 安心して暮らせる地域のしくみをつくる

## 施策1-4-5 健康づくりの推進

- 健康づくり事業
- 食育推進事業
- 歯と口の健康づくり事業
- 健診・保健指導・検診等推進事業
- 生活習慣病対策事業
- 国民健康保険制度運営事業
- 後期高齢者医療制度運営事業
- 国民年金制度運営事業

## 施策1-4-6 生活保障と困窮者の自立促進

- 生活保護事業
- 生活保護自立支援対策事業
- 生活困窮者等自立支援対策事業
- ホームレス自立支援対策事業
- 中国残留邦人生活支援等事業

## 政策1-5 生命と健康を守る

## 施策1-5-1 保健医療の推進

- 地域医療対策事業
- 救急医療対策事業
- 救急活動事業
- 感染症対策事業
- 予防接種事業
- がん・難病等支援事業
- 医療・医薬品安全対策事業
- 血液対策事業
- アレルギー疾患対策事業
- 公害健康被害補償等事業
- 生活衛生事業
- 公衆衛生試験検査事業
- 動物愛護事業
- 健康危機事象対策事業

## 施策1-5-2 市立病院の運営

- 川崎病院の運営
- 井田病院の運営
- 多摩病院の運営管理
- 医療人材の確保・育成及び働き方改革推進事業
- 経営健全化推進事業

## 政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

## 施策2-1-1 子ども・子育て支援の推進

- 保育・幼児教育の提供体制確保事業
- 保育・幼児教育の質の維持・向上事業
- 地域子育て支援事業
- 小児医療費助成事業
- 子ども・子育てDX推進事業

## 施策2-1-2 子どもが安心してできる環境づくり

- 子ども・若者未来応援事業
- 子どもの居場所づくり推進事業
- 母子保健指導・相談事業
- 児童虐待等対策事業
- 社会的養育推進事業
- 子どもの権利関連事業
- 子ども・若者支援推進事業
- 児童福祉施設等の指導・監査
- 児童手当支給事業
- 青少年活動推進事業
- 青少年教育施設の管理運営事業
- ひとり親家庭等支援事業
- 女性支援推進事業
- 小児慢性特定疾病医療等給付事業
- 災害遺児等援護事業

## 政策2-2 未来を担う人材を育成する

## 施策2-2-1 子ども主体の学びの推進

- 探究的な学び推進事業
- キャリア在り方生き方教育推進事業
- きめ細かな指導推進事業
- 教育DX推進事業
- 高校改革推進事業

## 施策2-2-2 豊かな心とすこやかな体の育成

- 人権尊重・多文化共生教育推進事業
- 豊かな心を育む体験活動推進事業
- 体力向上・部活動支援事業
- 学校安全推進事業
- 健康給食推進事業
- 健康教育推進事業

## 施策2-2-3 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

- 特別支援教育推進事業
- 不登校対策推進事業
- 共生・共育推進事業
- 児童生徒支援・相談事業
- 帰国・外国人児童生徒等支援事業
- 就学等支援事業

## 施策2-2-4 学びを支える教育環境の充実

- 教職員の人材確保事業
- 教職員の働き方改革推進事業
- 学校施設長期保全計画推進事業
- 学校施設環境改善・維持管理事業
- 児童生徒数・学級数に基づく教育環境整備事業
- 教職員の人材育成事業
- 教育研究団体補助事業

## 施策2-2-5 地域と学校の連携・協働

- 地域とともにある学校づくり推進事業
- 地域の寺子屋事業
- 地域教育活動等の推進事業
- 朝の居場所づくり推進事業
- 学校施設有効活用事業



## 基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

## 政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

## 施策3-1-1 脱炭素化の推進

- 脱炭素戦略推進事業
- 再エネ導入等促進事業
- 事業者脱炭素化支援事業
- 市役所脱炭素化推進事業
- 次世代自動車普及促進事業
- 環境教育推進事業
- 環境総合研究所協働推進事業
- 国際連携環境研究事業
- 都市環境研究事業
- 環境功労者表彰事業

## 施策3-1-2 資源循環の推進

- ごみ減量・リサイクル推進事業
- 資源物・廃棄物収集事業
- 資源物・廃棄物処理事業
- 廃棄物処理施設建設事業
- 循環型社会形成推進事業
- 廃棄物処理施設等整備事業
- 産業廃棄物指導・許可事業
- 余熱利用市民施設運営事業

## 施策3-1-3 地域環境対策の推進

- 大気・水環境保全事業
- 環境常時監視事業
- 大気・水質発生源対策事業
- 環境影響評価事業
- 地域環境共創推進事業
- 大気・水環境調査研究事業
- 悪臭防止対策事業
- 土壌汚染対策事業
- 地盤沈下対策事業
- 化学物質適正管理推進事業
- 環境化学物質研究事業
- 騒音振動対策事業
- 放射線安全推進事業

## 政策3-2 豊かな自然環境をつくる

## 施策3-2-1 協働・共創によるみどりのまちづくり

- 都市緑化推進事業
- グリーンコミュニティ推進事業
- 多摩川施策推進事業
- 里山管理協働事業
- 生物多様性推進事業
- 緑の基本計画推進事業

## 施策3-2-2 公園緑地等の整備

- 公園緑地整備等事業
- 等々力緑地再編整備事業
- 公園緑地公民連携推進事業
- 公園緑地・街路樹維持管理事業
- 緑地保全管理事業
- 市営霊園整備事業
- 公園緑地管理運営事業
- 河川環境保全整備事業

## 基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

## 政策4-1 地域経済を活性化する

## 施策4-1-1 イノベーション創出の推進

- スタートアップ支援事業
- 新川崎・創造のもり推進事業
- 量子イノベーションパーク推進事業
- イノベーション・エコシステム構築推進事業
- サステナビリティ関連事業者支援事業
- 環境調和型産業振興事業

## 施策4-1-2 中小企業の競争力強化

- 中小企業経営基盤強化事業
- 産業集積・操業環境保全事業
- 中小企業融資支援事業
- 海外展開促進事業
- 産業支援機関連携事業
- 産業振興協議会等推進事業

## 施策4-1-3 観光の振興と商業の活性化

- 誘客・交流促進事業
- 商業振興事業
- 卸売市場機能更新事業
- 競輪開催・競輪場管理運営事業
- 計量検査・管理指導事業
- 卸売市場管理運営事業

## 施策4-1-4 都市農業の振興

- 農の担い手育成支援事業
- 農業経営・技術向上支援事業
- 農業技術支援センター機能更新事業
- 農環境保全・生産基盤維持管理事業
- 農とのふれあい推進事業

## 施策4-1-5 働きやすい環境づくり

- 雇用労働対策・就業支援事業
- 勤労者福祉共済事業
- 勤労者福祉対策事業
- 技能奨励事業
- 生活文化会館管理運営事業
- 住宅相談事業

## 政策4-2 臨海部を活性化する

## 施策4-2-1 臨海部の産業集積と基盤整備

- カーボンニュートラルコンビナート推進事業
- 殿町国際戦略拠点推進事業
- 大規模土地利用転換推進事業
- 臨海部基盤整備推進事業
- 臨海部産業競争力強化推進事業

## 施策4-2-2 川崎港の競争力の強化

- 港湾物流促進事業
- 川崎港カーボンニュートラル化推進事業



- 港湾振興事業
- 東扇島・浮島土地造成事業
- 港湾防災事業
- 港湾維持整備事業
- 港湾管理運営事業
- 港湾経営事業

#### 政策4-3 魅力ある都市拠点を整備する

- 施策4-3-1 都市づくりの推進
- 川崎駅周辺総合整備事業
  - 小杉駅周辺地区整備事業
  - 新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業
  - 鷺沼駅周辺まちづくり推進事業
  - 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業
  - 新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業
  - 溝口駅周辺地区まちづくり推進事業
  - 柿生駅周辺地区再開発等事業
  - 南武線沿線まちづくり推進事業
  - 戸手4丁目北地区まちづくり推進事業
  - 都市計画推進事業
  - 都市景観形成推進事業
  - 地区まちづくり推進事業
  - 低未利用地等まちづくり誘導事業
  - 市街地開発事業等の支援・指導業務
  - まちづくり調整・高層集合住宅震災対策事業
  - 建築宅地指導審査業務
  - 宅地防災対策事業
  - ユニバーサルデザイン推進事業
  - 木材利用促進事業

#### 政策4-4 総合的な交通体系を構築する

- 施策4-4-1 道路・鉄道網の整備
- 広域幹線道路整備促進事業
  - 道路整備改良事業
  - 渋滞対策事業
  - 連続立体交差事業
  - 鉄道計画関連事業
  - 総合交通計画調査事業
  - 道路計画調査事業
  - 建設リサイクル・発生土処理事業
- 施策4-4-2 身近な交通環境の整備
- 地域公共交通推進事業
  - コミュニティ交通推進事業
  - 自転車活用推進事業
  - 駐車場マネジメント推進事業
  - 駅施設等交通環境整備事業

- 施策4-4-3 市バス事業の運営
- 市バス運輸安全マネジメント推進事業
  - 市バスサービス推進事業
  - 公営交通事業者の意義・役割推進事業
  - 市バス経営基盤構築事業

#### 政策4-5 スポーツ・文化芸術を振興する

- 施策4-5-1 スポーツのまちづくり
- 市民スポーツ推進事業
  - 地域スポーツ推進事業
  - ホームタウンスポーツ推進事業
  - 若者文化の発信事業
  - スポーツセンター等管理運営事業
- 施策4-5-2 文化芸術のまちづくり
- 文化芸術活動推進事業
  - 美術館等運営事業
  - 新たなミュージアム整備推進事業
  - 音楽のまち・映像のまち推進事業
  - 市民プラザ事業

#### 政策4-6 デジタル技術を活用する

- 施策4-6-1 デジタル行政サービスの推進
- デジタル化推進事業
  - デジタルデバイド対策推進事業
  - 情報発信環境整備事業
  - データ活用推進事業
  - 情報セキュリティ対策推進事業
  - 公共施設利用予約システム事業

#### 政策4-7 都市の魅力を発信する

- 施策4-7-1 戦略的なシティプロモーション
- シティプロモーション推進事業
  - 共創推進事業
  - 市政情報等広報事業
  - 国際施策推進事業
  - 交流推進事業
  - 国際交流センター管理運営事業

## 基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

### 政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

#### 施策5-1-1 協働・連携による地域づくり

- 都市型コミュニティ形成推進事業
- 町内会・自治会活動支援事業
- SDGs施策推進事業
- 自治推進事業

#### 施策5-1-2 区役所サービスの充実

- 区役所機能向上事業
- 区役所サービス向上事業
- 戸籍住民サービス事業
- 地域課題対応事業(川崎区)
- 地域課題対応事業(幸区)
- 地域課題対応事業(中原区)
- 地域課題対応事業(高津区)
- 地域課題対応事業(宮前区)
- 地域課題対応事業(多摩区)
- 地域課題対応事業(麻生区)
- 区役所等庁舎整備推進事業
- 住居表示調査等事業
- 区相談事業

#### 施策5-1-3 生涯学習の推進

- 社会教育振興事業
- 図書館運営事業
- 社会教育施設的环境整備事業
- 家庭教育支援事業
- 文化財保存・活用事業
- 社会教育関係団体等への支援・連携事業
- 博物館管理運営事業

### 政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

#### 施策5-2-1 人権・平和・多様性のまちづくり

- 人権関連事業
- 外国人市民施策推進事業
- 平和館管理運営事業
- 男女共同参画事業
- かわさきパラムーブメント推進事業
- 同和対策事業
- 平和意識普及推進事業
- 男女共同参画センター管理運営事業
- 人権オンブズパーソン運営事業



## (2) 「政策体系別の取組」に掲載していない事務事業

## ■基本政策1

施策番号	事務事業名	取組内容
1-1-1	臨海部・津波防災対策事業	津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図ります。
1-1-3	消防署所の適正配置事業	人口動態、都市構造及び産業構造の変化に伴い複雑多様化する災害等に対応する消防体制を構築します。
	消防車両等管理事業	消防車両、救急車両、消火・救助活動に必要な資器材等の計画的な更新・維持管理を行います。
	航空隊関係事業	航空隊員の航空消防活動能力向上を図るとともに、消防ヘリコプターの維持管理及び機体更新等に向けた検討を行い、安定した運航体制の確保を推進します。
	査察活動事業	計画的に防火対象物の立入検査を行い、検査項目の適否を確認するとともに、不備事項を認めた場合には是正指導等必要な措置を講じることで、火災を予防し、火災による被害の軽減を図ります。
	危険物施設等規制事業	危険物施設、高圧ガス関係施設等を保有する事業所の安全管理体制の強化を図るとともに、自主保安体制の構築を推進します。
	消防広報事業	各種広報媒体を活用して広報を行い、市民の消防行政への理解を深めます。また、学校及び地域への広報を継続的に実施することにより、将来の地域防災力の担い手を育成します。
	消防音楽隊等活動事業	消防音楽隊とカラーガード隊の演奏・演技を通じ、火災予防の普及啓発をはじめとする市政の広報を幅広く行い、川崎市のイメージアップを推進します。
1-1-4	雨水流出抑制施設指導業務	特定都市河川浸水被害対策法に基づく施設の設置許可及び雨水流出抑制施設技術指針に基づく施設の設置指導を実施し、水害を防止する取組を進めます。
1-2-2	踏切道改善推進調査事業	踏切事故の危険性を低下させるため、踏切道において、歩行者や車両が安全で安心して通行できるよう、鉄道事業者や関係機関と連携して安全対策や事故防止に関する啓発等を進めます。
1-2-3	私道舗装助成事業	一般の交通の用に供しているものの、用地に関する権利関係が輻輳しているなど、公道とすることが困難な私道の舗装等について、新設及び補修工事、階段補修工事への助成を行い、生活環境の向上を図ります。
	道水路台帳整備事業	道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上を進めるとともに、道路・河川・水路の土地境界確定等業務や境界標等保全業務の効率化により、適正な管理を推進します。
	占用管理事業	道路・河川の占用物件の許可、駅自由通路等の管理、特殊車両の通行審査などにより、道路等を適正に管理します。
	屋外広告物管理事業	屋外広告物の適正な管理及び路上違反広告物の除却により、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を行います。



施策番号	事務事業名	取組内容
1-3-1	水道・工業用水道の環境施策推進事業	環境に配慮した水道・工業用水道事業を行うため、「上下水道事業中期計画」に基づき地球温暖化対策などの各取組をより一層推進します。
	水道分野における国際事業	水関連企業の海外展開支援や水道・工業用水道分野の技術協力等を通じて、世界の水環境改善への貢献に向けた国際事業を推進します。
1-3-2	水環境の保全事業	水処理センターの良好な放流水質の確保や、合流式下水道からの雨天時放流水による公共用水域の汚濁を防止する施設の適切な維持管理、赤潮などの発生原因となる窒素やりんを除去することを目的とした高度処理に取り組みます。
	下水道の環境施策推進事業	環境に配慮した下水道事業を行うため、「上下水道事業中期計画」に基づき地球温暖化対策などの各取組をより一層推進します。
1-4-1	下水道分野における国際事業	水関連企業の海外展開支援や下水道分野の技術協力等を通じて、世界の水環境改善への貢献に向けた国際事業を推進します。
	社会福祉協議会との協働・連携事業	地域福祉の更なる推進を図るため、社会福祉協議会との協働・連携のもと、地域福祉活動の担い手の創出・育成や地域活動団体等との連携などを進めます。
	社会福祉法人指導監査事業	社会福祉法人等の適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、指導監査や法人の経営支援等を行います。
	権利擁護事業	高齢者や障害者を含め、誰もが虐待や消費者被害等の権利侵害を受けず、安心して生活できるよう、社会生活に係る相談支援や成年後見制度の利用を促すとともに、人生の最期を安心して過ごせるよう、終活を支援するなど、権利擁護の取組を推進します。
	メンタルヘルス・自殺対策事業	自殺対策総合推進計画に基づき、市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、安心して暮らせるまちづくりや自殺に追い込まれない社会の実現に向け、地域の多様な主体と協働しながら、普及啓発や相談支援、人材育成等を推進します。
	再犯防止事業	犯罪をした人等の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。
	戦没者遺族援護事業	戦没者の追悼や、戦没者及び戦災死者の遺族に対する援護を行います。
1-4-2	高齢者の住まい・生活支援事業	高齢者向け住宅の運営等により、高齢者が住宅を確保できるよう支援します。また、住み慣れた自宅で生活を続けられるよう、介護保険のサービスとは別に、高齢者生活支援サービスを提供し、要介護高齢者等の在宅生活の継続を支えます。
	介護保険制度運営事業	高齢化の更なる進行等に伴う影響を踏まえながら、適切に介護保険制度を運営し、高齢者が可能な限り、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供します。
	高齢者措置等事業	高齢者等が緊急的に在宅での生活が困難となった場合、施設に一時的に入所させるとともに、やむを得ない事由により、介護サービスの利用や居宅での生活が困難な高齢者へ必要な措置等を実施します。



施策番号	事務事業名	取組内容
1-4-3	障害者等手当・医療費助成事業	障害のある方やその家族に対し、経済的な支援を行うため、各種手当を支給するとともに、重度障害のある方等の保険医療費の自己負担額の全部又は一部を助成します。
	国民健康保険制度運営事業	国民健康保険制度を安定的に運営します。
1-4-5	後期高齢者医療制度運営事業	制度運営主体である神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度を安定的に運営します。
	国民年金制度運営事業	日本年金機構と連携し、年金に係る資格取得や各種届出、相談対応や、基礎年金の裁定請求受付を行います。
1-4-6	中国残留邦人生活支援等事業	永住帰国した中国残留邦人等の生活を支援するとともに、行旅死亡人等の葬祭執行等を行います。
	がん・難病等支援事業	指定難病の医療費助成、アピアランスケアに対する助成、制度対象外の若年がん患者等に対する介護費用の助成等を実施することで、がん・難病患者等の療養生活を支援します。
	医療・医薬品安全対策事業	医療・医薬品等の安全確保を目的として、医療機関、薬局等の立入検査、監視、指導等を行うとともに、医療安全相談センターにおける苦情・相談に適切に対応します。
	血液対策事業	医療に必要な輸血用血液の確保及び安全で安定的な供給を図るため、献血に関する啓発・広報活動を行います。
	アレルギー疾患対策事業	「アレルギー疾患対策推進方針」を踏まえ、発症・重症化予防等の観点から、アレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発等を実施します。
1-5-1	公害健康被害補償等事業	公害健康被害被認定者に対し、大気汚染の影響による健康被害に係る補償や訪問指導等を実施します。
	生活衛生事業	関係施設の監視指導や自主管理の推進、市民啓発等により、食品安全の推進及び環境衛生の向上を図ります。また、増加する火葬需要や施設の老朽化等に的確に対応し、安定的に葬祭場を運営します。
	公衆衛生試験検査事業	試験・検査、調査研究、情報収集・解析・発信等を実施することで、市民の健康で安全な生活の実現を図ります。
	動物愛護事業	人と動物が共生する社会の実現に向け、狂犬病予防をはじめとする動物由来の感染症対策、動物愛護と適正飼養の普及啓発、ペットの防災対策等を推進します。
	健康危機事象対策事業	健康危機事象の発生に備え、平時から、関係機関との協議・調整や訓練、円滑な情報共有に向けた取組等を通じ、連携を強化します。また、職員や関係機関を対象とした研修会等を実施し、健康危機事象に係る知識や対応力の向上を図ります。



## ■基本政策2

施策番号	事務事業名	取組内容
2-1-2	子どもの権利関連事業	子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。
	子ども・若者支援推進事業	さまざまな課題を抱える子どもや子育て家庭を早期発見し、適切な支援につなぐことができるよう、地域の関係団体・機関等と連携しながら、地域社会全体で見守り支える環境づくりを推進します。
	児童福祉施設等の指導・監査	児童福祉関連法令等に基づき、指導監査等を実施することで、施設等の適正な運営の確保と利用者保護への寄与を図ります。
	児童手当支給事業	高校生年代までの子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どものすこやかな成長と発達を図ります。
	青少年活動推進事業	地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で健全な育成を図るため、育成・指導する関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、各種イベントを通じた積極的な社会参加を促進します。
	青少年教育施設の管理運営事業	安心して利用できる多様な体験や遊び、活動等の場として、宿泊施設・野外活動施設・子どもの活動の拠点等の施設を運営し、青少年の健全育成を推進します。
	ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等に対し、経済的支援、子育て・生活支援、養育費確保支援、就業支援など、多方面からの総合的な支援を実施することで、子どもの心身のすこやかな成長を促進し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。
	女性支援推進事業	日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。
	小児慢性特定疾病医療等給付事業	国が定める特定の疾病により、長期治療等を必要とする児童・家庭に対し医療費を給付することにより、患児家族の経済的・精神的負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図ります。
	災害遺児等援護事業	災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。
2-2-2	健康教育推進事業	すこやかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止、フッ化物洗口など歯科保健教育の推進等、健康教育の充実を図ります。
2-2-3	就学等支援事業	児童生徒の保護者や高校生・大学生の経済的な支援のため、援助費や奨学金の支給等を行うとともに、義務教育の円滑な実施のため、適正な就学事務を行います。また、さまざまな事情で学べないまま学齢期を経過した人等に教育機会を提供します。
2-2-4	教職員の人材育成事業	子どもたちと共に学び続ける教職員であるために、育成指標に基づき、教職員研修を推進します。
	教育研究団体補助事業	学校教育の充実発展のため、校長会や各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、研究活動等を支援します。



### ■基本政策3

施策番号	事務事業名	取組内容
3-1-1	環境教育推進事業	環境教育等に関する教材の作成・活用や人材育成等を実施するとともに、市民活動団体や事業者等と協働・連携して取組を推進します。
	環境総合研究所協働推進事業	研究所の研究成果を市民や事業者等に広く情報発信し、環境配慮意識の向上等につなげます。また、さまざまな主体との連携による普及啓発や、研究所の立地を活かした企業等との連携に取り組みます。
	国際連携環境研究事業	多様化・複雑化する環境問題の改善を図るため、国際・研究機関や海外都市と連携した取組を推進します。
	都市環境研究事業	地球温暖化に伴う気温上昇等に関するデータの収集・解析・研究等や、気候変動・適応に関する情報の収集、整理、提供等を行います。また、川崎市のフィールド等を活用した産学公民の多様な主体との連携による共同研究を実施します。
	環境功労者表彰事業	地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するとともに、その活動等について広く情報発信します。
3-1-2	廃棄物処理施設等整備事業	廃棄物処理施設等が安定的に稼働できるように維持補修・整備等や大規模改修を実施します。なお、王禅寺処理センターにおいて、令和9年度から基幹的整備工事を本格実施します(～R12年度予定)。
	産業廃棄物指導・許可事業	産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用の3Rを推進します。
	余熱利用市民施設運営事業	市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、余熱利用市民施設を管理運営します。
3-1-3	大気・水環境調査研究事業	光化学オキシダント等の大気汚染の実態解明に向け、近隣自治体の研究機関等と連携して調査研究を実施します。河川や海域の水質の保全に向け、工場排水や水質異常時の分析をするとともに、水質・水生生物の調査研究を実施します。
	悪臭防止対策事業	悪臭を防止・低減することで市民の生活環境の保全を図ります。
	土壌汚染対策事業	土壌汚染対策のため、関係法令等に基づく事業者への指導・助言等を行うとともに、地下水の状況把握及び汚染井戸の継続的な監視を実施します。
	地盤沈下対策事業	地盤沈下の防止のため、地下水位や地盤沈下量の観測を実施するとともに、条例に基づき、適正な地下水の揚水について、事業者への指導等を実施します。また、水環境の保全のため、雨水浸透の取組を推進します。
	化学物質適正管理推進事業	化学物質による環境影響の未然防止に向け、環境リスク評価を活用し、事業者の自主管理を促進するとともに、化学物質対策に関する普及啓発を進め、化学物質排出量の届出・公表制度を適正に運用する等、化学物質の適正管理を推進します。
	環境化学物質研究事業	国及び地方自治体と連携して化学物質の分析法開発を行うとともに、市内環境中の未規制化学物質等の実態把握に向けた調査研究を実施します。
	騒音振動対策事業	工場・事業場、建設現場、自動車、鉄道及び航空機などから発生する騒音・振動や生活騒音を低減することで、市民の生活環境の保全を図ります。



施策番号	事務事業名	取組内容
3-1-3	放射線安全推進事業	「川崎市東日本大震災に伴う放射性物質に関する安全対策指針」に基づき、モニタリングを実施し、結果を公表することなどにより、安全・安心な市民生活を確保します。また、市内除染物の安全な保管や処分に向けた取組を行います。
3-2-1	緑の基本計画推進事業	市内の緑とオープンスペースに関する総合的な計画である「緑の基本計画」に基づく取組や、その進行管理などを行います。
3-2-2	市営霊園整備事業	市営霊園において、墓所整備等に向けた取組や墓所の循環利用等を推進することで、安定した墓所供給や適切な管理運営を行います。
	公園緑地管理運営事業	公園緑地の適正管理に向けて、許認可業務、運動施設等の利用調整等を適切に実施します。また、公園の多様なニーズに対応するため、必要に応じてルール見直しを実施します。
	河川環境保全整備事業	市民が河川に親しめるよう、二ヶ領用水等の親水施設の補修や河川樹木の管理、河川愛護ボランティアによる清掃活動やイベントの支援等を適切に行うとともに、普通河川・渋川における環境整備を推進します。

#### ■基本政策4

施策番号	事務事業名	取組内容
4-1-1	環境調和型産業振興事業	環境関連産業の活性化につながる情報発信や情報交換を進めることで、市内環境関連産業の振興と事業者間のネットワーク化の促進に向けて取り組みます。新エネルギー振興協会や新エネルギー関連企業等との連携や取組支援を通じて、新エネルギー産業の活性化に向けて取り組みます。
4-1-2	産業振興協議会等推進事業	学識経験者等からの意見聴取や市内経済の動向調査により、効果的な産業振興施策の展開を図ります。
4-1-3	計量検査・管理指導事業	市内事業者に対し特定計量器の定期検査や商品量目立入検査を実施するとともに市内唯一の計量団体である市計量協会と連携し、計量知識の啓発・普及を行うことで、市民生活と密接な関わりを持つ計量の安全・安心を確保し、市民の利益の擁護及び増進に繋がります。
	卸売市場管理運営事業	南北市場のそれぞれの特性を活かした活性化や市場運営の効率化、経営の健全化を通じて、これからの社会にふさわしい持続可能な卸売市場の構築を目指します。
4-1-5	住宅相談事業	市民からの住まいに関する相談に的確に対応し、生活の礎である住環境の改善を推進します。
4-2-2	港湾維持整備事業	港湾施設等の機能を維持・強化するため、維持管理計画等に基づく点検や改修、整備を進めます。
	港湾管理運営事業	川崎港の安全・安心な利用促進に向け、公共ふ頭や係留施設の利用調整、維持補修、航路運用、保安施設の管理や巡視、環境保全等を実施するとともに、効率的な管理を推進するため財産貸付や規制指導、臨港地区、分区の見直し等を推進します。
	港湾経営事業	利用しやすい港湾とするため、港湾情報システムのデジタル化や港湾統計データの活用を進めるとともに、民間企業からの要請や社会情勢の変化等に応じて港湾計画の変更に向けた取組を推進します。



施策番号	事務事業名	取組内容
4-3-1	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業	幸区の核となる利便性の高い拠点形成に向けて、商業・都市型住宅・研究開発機能等の集積を図るため、大規模な土地利用転換を契機とした土地の利用誘導等の取組を推進します。
	溝口駅周辺地区まちづくり推進事業	地域生活拠点として、歴史的・文化的資源と民間活力を活かしたまちづくりを推進するため、周辺の民間開発に関する協議・調整等に取り組めます。
	柿生駅周辺地区再開発等事業	都市機能の集積と交通結節機能の強化、駅周辺の歩行者等の安全性確保により、駅を中心に多様なライフスタイルを支え、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、民間活力を活かした市街地再開発事業等の取組を進めます。
	南武線沿線まちづくり推進事業	南武線沿線の土地利用転換の機会を捉えた戦略的かつ機動的な誘導により、地域資源と民間活力を活かした駅を中心とした魅力あるまちづくりを推進します。
	戸手4丁目北地区まちづくり推進事業	多摩川の堤外地である戸手4丁目北地区について、国の高規格堤防事業、地権者の土地区画整理事業と合わせた優良建築物等整備事業及び公共施設整備を行うことにより、治水安全度と住環境の向上を図るなど、戸手4丁目北地区のまちづくりを推進します。
	都市計画推進事業	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に基づく計画的なまちづくりに向け「都市計画マスタープラン」の改定、用途地域、地区計画、都市施設等の決定・変更を進めるほか、都市計画基礎調査等を実施し適切に都市計画情報を提供します。
	都市景観形成推進事業	法令に基づく地区指定、届出を通じた適切な指導・誘導、市民・事業者への意識啓発等により、個性と魅力あふれる良好な景観形成を推進します。また、新たな技術の導入や自然環境に関する社会動向等を踏まえた質の高い景観形成に取り組めます。
	地区まちづくり推進事業	住民が主体的に行うまちづくりの団体等に対して、「地区まちづくり育成条例」や「都市景観条例」に基づき、地域ニーズ等に応じた居住環境の形成に向けたまちづくりルールの策定や団体等の運営の支援を行います。
	低未利用地等まちづくり誘導事業	大規模工場等の土地利用転換の機会を捉え、民間活力を活かし、事業者や関連事業等と連携しながら、地域特性に応じた良好な市街地形成に向け適切に誘導を図ります。
	市街地開発事業等の支援・指導業務	魅力と活力にあふれた都市拠点や安全で快適な市街地の形成に向けて、民間活力を活かした市街地再開発事業や土地区画整理事業の支援、法に基づく民間マンションの円滑な建替えに関する指導、建物の更新や敷地の共同化の機動的な促進等に取り組めます。
	まちづくり調整・高層集合住宅震災対策事業	規模の大きい建築・開発行為において、総合調整条例や紛争調整条例により、早期に近隣住民への説明手続等を行うことで地域の意見を踏まえたまちづくりを推進するとともに、高層集合住宅における防災備蓄スペース等の設置を促進します。
	建築宅地指導審査業務	安全で良質な宅地や建築物の形成、維持・保全に向け、都市計画法、建築基準法等に基づく許認可・審査業務や監察業務を円滑かつ的確に行うとともに、申請者等の利便性向上に資する申請、届出等のデジタル化等を推進します。
	宅地防災対策事業	大規模盛土造成地の滑動崩落による被害軽減に向けた調査等を実施します。崖地について、土砂災害に関する周知・啓発、擁壁改修に向けた支援等、及び県による急傾斜地崩壊対策事業の促進により、土砂災害に対する防災性の向上を図ります。
	ユニバーサルデザイン推進事業	「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。
木材利用促進事業	脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等に資する国産木材の利用促進を図ります。	



施策番号	事務事業名	取組内容
4-4-1	総合交通計画調査事業	本市の総合的な交通体系や交通施策の基本方向等を示す「総合都市交通計画」に基づき、社会環境の変化を踏まえながら取組を推進するとともに、東京都市圏総合都市交通体系調査を実施し、広域的な交通における課題の把握と分析を行います。
	道路計画調査事業	効率的・効果的な道路整備を推進していくため、「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進めます。
	建設リサイクル・発生土処理事業	公共工事から発生する建設副産物の再利用を促進するとともに、建設発生土の適正な処理及び広域的な活用を含めた事業推進による有効利用を進めます。
4-6-1	公共施設利用予約システム事業	公共施設の利用予約に係る利便性の向上と公正な利用の推進に向けて、公共施設利用予約システム(ふれあいネット)を再構築し、効果的な運用を進めます。
4-7-1	国際交流センター管理運営事業	市民の国際理解の増進、国際的な文化交流や市民交流による相互理解を深めるため、「国際交流センター」を運営します。

#### ■基本政策5

施策番号	事務事業名	取組内容
5-1-1	自治推進事業	「自治基本条例」の理念等を周知するとともに、パブリックコメント手続制度や住民投票制度など同条例に基づく自治運営に関する制度等の適切な運用を進め、自治の推進に取り組みます。
5-1-2	住居表示調査等事業	「住居表示に関する法律」に基づき、建物に順序よく住居番号を付け住所をわかりやすくする住居表示の実施を推進するとともに、実施地区の維持管理事業を行います。
	区相談事業	各区に相談窓口を設け、日常的な悩みごとから、法律的な専門相談まで問題解決の助言等を行います。
5-1-3	社会教育関係団体等への支援・連携事業	市内の生涯学習環境の充実のため、生涯学習財団や主体的に活動する社会教育関係団体に対し、市民の生涯学習に資する事業や取組について、補助金の交付、協働での事業実施、助言等を行います。
	博物館管理運営事業	日本民家園・青少年科学館の更なる魅力向上を図り、本市の魅力として発信するため、各施設の特長・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実を図るとともに、生田緑地内の各施設や関係部署等と連携した取組を進めます。
5-2-1	同和対策事業	部落差別(同和問題)をはじめとする人権問題への正しい理解を深めるため、講演会・研修会等を通じて、人権意識の普及に向けた取組を推進します。
	平和意識普及推進事業	政令指定都市で初めて行った「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念を継承し、平和意識の普及に向けた取組を進めます。
	男女共同参画センター管理運営事業	性別に関わりなく男女があらゆる分野で力を発揮できるよう、男女共同参画の意識啓発、相談、情報提供、調査研究など男女平等施策を推進する拠点として「男女共同参画センター」を運営します。
	人権オンブズパーソン運営事業	子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。



## 4 成果指標一覧

- 成果指標は、施策の成果や進捗状況を把握するために設定しており、ここでは、各指標の設定理由や目標値の考え方等を掲載しています。
- これらの考え方に基づいた成果指標を計画の進行管理や評価に活用し、総合的かつ計画的な市政の運営に役立てていきます。

施策番号	指標名 (指標の出自)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
1-1-1	災害時に備え、飲料水、食料、携帯トイレを3日以上用意している割合 (市民アンケート)	大地震などの大規模な災害に備えるための家庭内で行っている取組で、「食料」、「飲料水」、「携帯トイレ」のすべてを3日以上用意していると回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	災害発生直後には行政の支援が十分に行き届かない可能性があることから、災害時の市民生活の安定につながる家庭内備蓄を行う市民の増加が重要であり、家庭内備蓄割合を把握することにより、理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができるため。	19.4% (R7年度)	24.6%以上 (R8年度)	29.7%以上 (R9年度)	34.9%以上 (R10年度)	40.0%以上 (R11年度)	災害時に安心して過ごすためには、家庭内において、飲料水、食料、携帯トイレを備蓄することが重要であるため、家庭内における備蓄の重要性の周知に努め、本市における過去の実績を参考としつつ、備蓄割合の増加をめざす。
	避難所運営会議における訓練を実施している割合 (川崎市調べ)	避難所運営会議における訓練実施か所数/避難所数(174か所)×100(%)	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うことになるため、避難所運営会議において、円滑な避難所運営に向けた訓練が実施されている割合を把握することにより、避難所運営能力の向上に向けた取組の成果を測ることができるため。	94.3% (R6年度)	96.5%以上 (R8年度)	97.7%以上 (R9年度)	98.8%以上 (R10年度)	100% (R11年度)	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、本市では高い水準で避難所運営会議における訓練が実施されているが、地域防災力の更なる向上に向け、すべての避難所で円滑な対応ができるよう、全避難所運営会議における訓練実施をめざす。
	避難行動要支援者の安否確認等に協力いただける事業所等の数 (川崎市調べ)	避難行動要支援者の安否確認や情報の共有、避難支援などについて、本人や家族以外で、協力いただける事業所等の合計数(累計)	災害時に、避難行動要支援者に対する安否確認、安否情報に基づく救出・救助・救護、避難や生活の支援、健康管理、医療や福祉サービスの提供の維持等を行うため、事業者など、共助の担い手を増やし、地域防災力の向上に寄与しているか否かを測るため、設定するもの。	49か所 (R7年度)	65か所以上 (R8年度)	81か所以上 (R9年度)	97か所以上 (R10年度)	113か所以上 (R11年度)	避難行動要支援者への支援を迅速かつ確に行い、災害関連死等を防ぐため、各種の相談機関やサービス利用計画の作成・支援等に関する事業所をはじめ、福祉や医療に係る各関係機関等への働きかけなどを通じ、安否確認、状況把握、行政などへの情報提供等に協力いただける事業所等を増やすこととし、新たな取組であることから、事業所等に対するヒアリングや協議・調整等を経た上で、段階的に増加させていくことをめざす。
1-1-2	沿道建築物の耐震化による通行障害の解消率 (川崎市調べ)	建築物が倒壊した場合でも通行可能な距離の合計/円滑な避難と通行を確保するため指定した道路の総延長(144.2km)×100(%)	緊急交通路等は、発災後の迅速な避難や救急活動等の重要な交通路となる役割がある中で、倒壊により緊急交通路等の通行障害となるおそれがある建築物の、耐震化による通行障害の解消率を指標とすることで、取組の成果を測る。	82.8% (R6年度)	83.0%以上 (R8年度)	83.2%以上 (R9年度)	84.0%以上 (R10年度)	84.8%以上 (R11年度)	耐震性の不十分な沿道建築物は、緊急交通路等の道路閉塞を引き起こす要因となるため、首都圏における地震発生に備え、引き続き耐震化を促進することが必要であることから、本市の過去の取組実績を参考としつつ、R11年度の目標値を84.8%以上と設定する。
	住宅の耐震化率 (川崎市調べ)	耐震性を満たす住宅数/住宅総数×100(%)	首都圏における地震発生に備え、住宅の耐震化による建物倒壊等の被害の減少に資する取組は重要であることから、住宅の耐震化率を指標とすることで、取組の成果を測る。	96.8% (R6年度)	97.2%以上 (R8年度)	97.4%以上 (R9年度)	97.6%以上 (R10年度)	97.8%以上 (R11年度)	住宅の耐震化率は、順調に増加しているが、首都圏における地震発生に備え、引き続き耐震化を促進することが必要であることから、本市の過去の取組実績を参考としつつ、R11年度の目標値を97.8%以上と設定する。
	不燃化重点対策地区における想定焼失棟数の削減割合 (川崎市調べ)	①1つの出火点から延焼する棟数を火災延焼シミュレーションにより計算 ②①のシミュレーションを地区内の出火の可能性がある建築物すべてで行い焼失棟数の平均値を算出したものが想定焼失棟数 ③R6年度の想定焼失棟数と比較した削減の割合を算出 ※消火活動が行われない場合の火災延焼条件としている	地震発生時の火災延焼リスクが特に高い不燃化重点対策地区において、燃え広がりにくいまちづくりの取組により被害を減少させることが重要であることから、火災による想定焼失棟数の削減割合を指標とすることで、取組の成果を測る。	0% (R6年度)	12%以上 (R8年度)	18%以上 (R9年度)	24%以上 (R10年度)	30%以上 (R11年度)	不燃化重点対策地区において、燃え広がりにくいまちづくりにより、火災で焼失すると想定される棟数を削減する。R6年度から算出方法をより精緻な方法に修正したことから、R6年度を基準とした削減率を目標値とする。本市のこれまでの取組実績を参考としつつ、R11年度に30%以上と設定する。
1-1-3	火災出場における消防ポンプ自動車等の平均現場到着時間 (川崎市調べ)	市内で発生した火災において、現場に最も早く到着した消防ポンプ自動車等(放水活動が可能な消防車両)の出場から現場到着までの平均所要時間	火災においては、発生から放水開始までの時間が延焼に大きく影響を与える。早期に消防ポンプ自動車等が現場に到着し活動を開始することは、被害の軽減につながるものであることから、消防ポンプ自動車等の平均現場到着時間を指標とすることで、市民が守られていることを成果を測ることができるため。	4.0分 (R6年)	4.5分以内 (R8年)	4.5分以内 (R9年)	4.5分以内 (R10年)	4.5分以内 (R11年)	出場から放水開始までの所要時間が約6.5分を超えると急激に延焼率が高まることから、消防隊が出場後6.5分以内に放水開始することが延焼防止に有効とされている。また、消防隊が火災現場到着後、放水開始するまでの放水準備時間は平均2分であり、消防ポンプ自動車等の走行に当てられる時間は4.5分となることから、4.5分以内の現場到着をめざす。
	消防団員数の充足率 (川崎市調べ)	現員数/条例定員数(1,345人)×100(%)	消防団員の確保は、地域防災力の充実に直結するものであり、消防団員数の充足率を指標とすることで、地域防災力が強化されていることの成果を測ることができるため。	79.6% (R7年4月)	81.4%以上 (R9年4月)	82.3%以上 (R10年4月)	83.2%以上 (R11年4月)	84.2%以上 (R12年4月)	地域防災の担い手である消防団員の確保は、地域防災力の強化等につながるため、R7.4.1時点の、特別区及び政令指定都市の消防団員数の充足率の平均値である、84.2%以上をめざす。



施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
1-1-4	時間雨量50mm降雨対応の河川改修率 (川崎市調べ)	時間雨量50mmの降雨に対応する改修済河川延長/河川全延長(63,735m)×100(%)	時間雨量50mmの降雨に対応する河川の改修率の向上は、治水安全度の向上、氾濫リスクの軽減につながるものであり、治水対策の推進状況を測ることができるため。	89.7% (R6年度)	95.0%以上 (R8年度)	95.4%以上 (R9年度)	95.5%以上 (R10年度)	95.5%以上 (R11年度)	本市が維持管理をする河川は、全国的整備水準である時間雨量50mm(3年に1回程度)の降雨に対応する河川改修を進めている。治水安全度を向上させ、氾濫リスクを減らす必要があることから、未対応箇所の工事を進め、現状89.7%の改修率の向上をめざす。
	河川施設(平瀬川)の老朽化対策の進捗率 (川崎市調べ)	対策工事により護岸が改良される区間延長/緊急的な対応を要する区間延長(345m)×100(%)	河川施設の計画的な更新は安全性の確保に不可欠であり、護岸等の変状に対応する緊急対策工事の進捗率を把握することで、治水安全度を確保し、氾濫リスクを軽減する取組の成果を測ることができるため。	64% (R6年度)	82%以上 (R8年度)	91%以上 (R9年度)	100% (R10年度)	100% (R11年度)	河川施設の老朽化が顕著となっていることから、安全性の確保のため河川施設の計画的な更新が必要となっている。治水安全度を確保し、氾濫リスクを軽減するため、護岸変状が判明した平瀬川護岸のうち変状等が大きく早急な対策工事が必要な区間(優先区間・345m)において緊急対策工事を実施し、R10年度の完成をめざす。
	平瀬川・多摩川合流部における堤防整備率(多摩川計画高水位対応・延長700m) (川崎市調べ)	多摩川計画高水位まで堤防整備が完了する区間延長/堤防整備区間延長(700m)×100(%)	平瀬川・多摩川合流部における多摩川計画高水位までの高さの堤防整備は、令和元年東日本台風によって発生した浸水被害の再発を防ぐことにつながるものであり、氾濫リスクを軽減する取組の成果を測ることができるため。	0% (R6年度)	0%以上 (R8年度)	0%以上 (R9年度)	15%以上 (R10年度)	50%以上 (R11年度)	令和元年東日本台風により多摩川の水位が上昇し、平瀬川・多摩川合流部において浸水被害が発生した。被害の再発を防ぐために、多摩川計画高水位までの高さの堤防整備(1期工事・延長700m)を計画的に行い、その整備率の向上をめざす。
1-2-1	市内刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	各年の「犯罪統計資料」(神奈川県警察公表)の「刑法犯罪別市区町村別認知件数」における市内の合計値	近年は緩やかに増加傾向にあり、継続した対策が必要である。刑法犯の認知件数は、犯罪の発生状況を示す最も基本的かつ直接的な指標であり、防犯対策の効果が現れれば、犯罪件数は減少する傾向にあることから、取組の成果を定量的に測ることができるため。	8,146件 (R6年)	8,146件以下 (R8年)	8,146件以下 (R9年)	8,146件以下 (R10年)	8,146件以下 (R11年)	コロナ禍の回復に伴う社会・経済活動活性化に伴い、R6年の刑法犯認知件数は8,146件と、前年(R5:7,653件)よりも6%の増加となった。本市においては人口をはじめ、今後も社会・経済活動が活発であるとする。刑法犯認知件数も緩やかに増加傾向となることを見込まれる。こうしたことから、R6年の件数を維持する目標値を設定する。
	路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数 (川崎市調べ)	「路上喫煙防止重点区域(7か所)通行量調査」(年4回実施)における喫煙している人の合計値	重点区域での啓発活動や監視強化などの施策が、実際に喫煙者数の減少につながっているかを定量的に評価することができ、地域の安全を定量的に測る指標として適切であるため。	7人 (R6年度)	7人以下 (R8年度)	7人以下 (R9年度)	7人以下 (R10年度)	7人以下 (R11年度)	H18年度の178人から継続して低下しており、H25年度以降は10人未満で安定推移している状況であるため、コロナ後の過去3年間(R4~6年度)の平均値(7人)を目標値に設定する。
	防犯カメラの設置台数(人口10万人あたり) (川崎市調べ)	市や町内会等が防犯目的で設置した防犯カメラの人口10万人あたりの台数	防犯カメラの設置は街頭犯罪等において増加率の抑制に効果が認められており、全市的に犯罪を抑制し、さらに減少させるため、市による整備と設置補助による防犯カメラの設置促進に取り組んだ結果として普及状況を定量的に測ることができるため。	35.6台 (R6年度)	56.7台以上 (R8年度)	63.2台以上 (R9年度)	76.0台以上 (R10年度)	82.5台以上 (R11年度)	市内で発生する犯罪の発生データに基づき、市が重点的かつ集中的に防犯カメラを整備することは、犯罪の抑止と治安イメージの向上に効果が期待できる。過去の設置補助や行政整備の実績等を踏まえ、この数値を目標値に設定する。
1-2-2	交通事故発生件数 (神奈川県警察交通年鑑)	各年の「交通年鑑」(神奈川県警察公表)の「市区町村別の発生状況」における市内の交通事故発生件数の合計値	交通事故発生件数は近年は増加傾向にあり、継続した対策が必要である。交通事故の件数は、交通安全対策の効果を最も直接的に示す指標であり、事故が減少すれば、施策が実効性を持っていることを測ることができるため。	2,817件 (R6年)	2,817件以下 (R8年)	2,817件以下 (R9年)	2,817件以下 (R10年)	2,817件以下 (R11年)	市内の交通事故件数については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、R4年には一時的に2,600件程度にまで減少したものの、近年は増加傾向にある。本市においてはR17年(ピーク約159.3万人)までの人口増をはじめ、多様なモビリティの活用など、交通状況の変化により、歩行者・運転者等による交通事故が今後も一定数見込まれることから、増加傾向に歯止めをかけ、現行水準を維持し将来的には減少に進めていくため、この数値を目標値に設定する。
	放置自転車等の台数 (川崎市調べ)	市内の鉄道駅55駅周辺(半径500m、放置禁止区域以外は300m)における、16時台の放置自転車等台数(調査日あたりの55駅合計)	放置自転車等は歩行者の通行を妨げたり、視界を遮って事故の原因になることがあり、これらを減らすことは、交通安全の向上に直接的に寄与することから、施策目標を測る指標として適切であるため。	1,717台 (R6年度)	1,650台以下 (R8年度)	1,600台以下 (R9年度)	1,550台以下 (R10年度)	1,500台以下 (R11年度)	ルール、マナー等の継続的な啓発活動や禁止区域指定による放置自転車等の撤去活動の強化などのソフト施策とともに、公有地の有効活用や民間活力を活かした駐輪場の整備などのハード施策と連携して取組を進めることで、過去の実績等を踏まえて、放置自転車等台数(特に放置台数の多い16時台)を段階的に引き下げる目標値を設定する。
	自転車損害賠償責任保険等の加入率 (川崎市調べ)	「自転車に関する市民アンケート調査」における、自転車損害賠償責任保険等に加入している人の割合	自転車損害賠償責任保険の加入が義務化となり、交通安全推進事業として自賠責保険等への加入促進に取り組んでおり、施策目標のうち「交通ルール」の側面を定量的に測ることができるため。	70.5% (R7年度)	—	73%以上 (R9年度)	—	75%以上 (R11年度)	国の自転車活用推進計画における自転車損害賠償責任保険等への加入率の目標値である75%を目標値として設定する。 ※ 隔年調査



施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
1-2-3	道路施設の健全度 (川崎市調べ)	健全度Ⅰ・Ⅱの施設数+健全度Ⅲのうち修繕に着手した施設数/道路メンテナンス事業補助制度の対象施設(750施設)×100(%)	主な道路施設のうち、健全度の高い(Ⅰ・Ⅱ)施設の数と計画期間内に修繕に着手し健全性が向上する施設の数合計し、割合を算出することで、安全な道路利用に向けた維持管理の取組について、計画期間内における成果を測ることができるため。	95.8% (R6年度)	97.7%以上 (R8年度)	98.4%以上 (R9年度)	99.0%以上 (R10年度)	—	道路施設の健全性確保及び施設のライフサイクルコスト縮減を図るため、「道路維持修繕計画」等に基づき、定期的な点検を実施し、その結果把握した損傷箇所については、計画的に修繕等を行っている。 道路施設の健全性を高め、道路を安全かつ快適に利用できるようにするため、国の道路メンテナンス事業補助制度の対象施設(横断歩道橋、トンネル、大型標識(門型)、ボックスカルバート、橋りょう)750施設のうち、R6年度時点における、健全度Ⅲの施設の修繕に着手し、道路施設の健全性向上をめざす。 ※R11年度(4年目)の整備目標については、R10年度に更新する維持修繕計画実施プログラムにおいて設定する予定。
	河川施設の補修進捗率 (川崎市調べ)	河川維持管理実施計画に基づいた河川管理施設の補修した箇所数/必要補修箇所数(259か所)×100(%)	「河川維持管理実施計画」に基づき、河川管理施設の補修箇所数を進捗率として算出することで、計画的な維持補修による安全性の確保と、快適な河川施設利用に向けた取組の成果を測ることができるため。	8% (R6年度)	30%以上 (R8年度)	70%以上 (R9年度)	100% (R10年度)	—	河川施設において老朽化への対応が必要となっており、「河川維持管理実施計画」に基づいて計画的な点検と維持補修を実施し、施設の長寿命化を図りながら安全性を確保している。計画においては、H30年度～R4年度実施の点検結果に基づき、R6年度～R10年度の5か年で259か所の補修を予定しており、河川施設を計画的に補修することで河川を安全かつ快適に利用できることをめざす。 ※R11年度(4年目)の整備目標については、R10年度に改定する維持管理実施計画において設定する予定。
	不法占拠の解消実績件数 (川崎市調べ)	除却指導等により不法占拠を解消した実績の累積数(H26年度以降)	本市が管理する道路、河川、水路には、正当な権原なく家屋や工作物等に占有され、行政財産本来の用途を妨げられている場所があるため、この不法占拠を解消した件数を指標として把握することで、安全かつ快適な道路等の利用の確保に向けた取組の成果を測るため。	710件 (R6年度)	811件以上 (R8年度)	864件以上 (R9年度)	917件以上 (R10年度)	970件以上 (R11年度)	道路等の不法な占有により、円滑な道路交通や道路整備等の支障となっているほか、法令遵守や公有地の適正管理が求められる中、除却指導等によって不法占拠の解消を進める必要がある。過去3年(H30、H31、R5)の実績を踏まえて1年間における解消目標件数(53件)を設定し、継続した除却指導等の実施によって目標件数を達成することで、道路を安全かつ快適に利用できることをめざす。
1-3-1	水質基準適合率 (川崎市調べ)	水道法に基づく水質基準適合回数/全検査回数×100(%)	水道水質基準の適合率を測ることで、水質管理が徹底され、安全で良質な水が供給されていることが確認できるため。	100% (R6年度)	100% (R8年度)	100% (R9年度)	100% (R10年度)	100% (R11年度)	安心して飲める水の供給は水道の最も基本的な役割であることから、徹底した水質管理により、水質基準に適合した水の安定的な供給を継続するため、適合率100%の維持を目標とする。
	水道管路の耐震化率 (川崎市調べ)	耐震化された管路の延長/管路の総延長×100(%)	水道管路は、主に更新時期を迎えた非耐震管を耐震管に更新することで、耐震化を進めている。計画的な管路の耐震化は、安定給水の確保につながるから、水道管路の耐震化率により、施策の目標の達成度を適切に測ることができるため。	44.1% (R6年度)	47.1%以上 (R8年度)	48.4%以上 (R9年度)	49.8%以上 (R10年度)	51.2%以上 (R11年度)	災害時にも安定した給水を継続する必要があることから、水道管路全体の耐震化に向けた取組を進めている。その着実な推進を図るため、耐震化率の段階的な向上をめざす。
	工業用水道の送水管事故時バックアップ率 (川崎市調べ)	事故時に送水可能な水量/1日最大給水量(37万m <sup>3</sup> /日)×100(%)	工業用水は、3本の送水管で臨海部を中心に送水しているため、事故等により1本の送水管で断水が発生した場合、利用者の経済活動に大きな影響を与えることとなる。送水管事故時のバックアップ率が向上することで、断水リスクの軽減が図られることから、この指標により、給水の安定性を測ることができるため。	87.8% (R6年度)	87.8%以上 (R8年度)	87.8%以上 (R9年度)	87.8%以上 (R10年度)	100% (R11年度)	送水管に事故があった場合でも、工業用水の供給を継続し、企業活動への影響を抑える必要がある。浄水場間や送水管同士を連絡するバックアップ管路の整備を推進し、R11年度のバックアップ率100%達成をめざす。
1-3-2	浸水対策実施率(三沢川、土橋、京町・渡田、大島、観音川、川崎駅東口周辺、丸子地区) (川崎市調べ)	重点化地区の浸水対策完了済面積/浸水対策重点化地区対象面積(2,370ha)×100(%)	近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、新たな重点化地区として丸子地区を位置づけ、対象地域の浸水対策を進めている。浸水対策実施率を指標とすることで、浸水リスクが低減し、大雨時にも下水道機能が確保されることを確認できるため。	30.6% (R6年度)	37.0%以上 (R8年度)	37.9%以上 (R9年度)	38.3%以上 (R10年度)	38.7%以上 (R11年度)	浸水実績や浸水シミュレーションなどに基づき、浸水リスクの高い地区を重点化地区に位置づけ、10年確率降雨(時間雨量58mm)に対応した施設整備を進めている。整備内容や工期等を踏まえ、三沢川地区において対策効果の発現が見込めることから、R11年度までに38.7%以上の達成を目標として設定する。
	重要な管きよの耐震化率 (市内全域) (川崎市調べ)	重要な管きよの耐震化完了延長/重要な管きよの延長(863km)×100(%)	大規模な地震が発生した場合でも下水道機能を損なうことのないよう、重要な管きよ(避難所や重要な医療機関と水処理センターを結ぶ管きよ、緊急輸送路下の管きよなど)を優先的に耐震化している。重要な管きよの耐震化率を指標とすることで、災害時における下水道機能の確保に向けた対策の進捗状況を把握することができるため。	86.4% (R6年度)	87.7%以上 (R8年度)	87.8%以上 (R9年度)	88.5%以上 (R10年度)	89.0%以上 (R11年度)	災害時における下水道機能の確保に向けて、重要施設に接続する管きよを「重要な管きよ」として耐震化の取組を進めてきたが、能登半島地震の被害状況等を踏まえ、さらに災害に強く持続可能な下水道システムを構築する必要がある。R8年度以降は「二次避難所(特別養護老人ホーム)や消防署・警察署等と水処理センターとを結ぶ管きよ」を新たに「重要な管きよ」に位置づけ、耐震化を計画的・重点的に進めることとし、その着実な推進を図るため、耐震化率の段階的な向上をめざす。
	管きよ再整備率(管きよ再整備重点地域) (川崎市調べ)	再整備実施延長/再整備対象総延長×100(%) ※再整備対象:入江崎処理区及び加瀬処理区の一部	管きよの不具合のリスクとそれに伴う影響が大きい地域を「管きよ再整備重点地域」に位置づけ、優先的に再整備を進めている。管きよ再整備率を指標とすることで、管きよの不具合により発生する道路陥没等のリスクが低減し、安定した下水道機能の確保が図られていることを確認できるため。	39.0% (R6年度)	42.0%以上 (R8年度)	43.7%以上 (R9年度)	44.6%以上 (R10年度)	45.5%以上 (R11年度)	下水道サービスを安定して提供し続けるため、管きよの再整備を計画的に実施する必要があることから、アセットマネジメントにより管きよの健全度予測やリスク評価を行い、計画期間内の再整備対象管きよを選定して取組を進めている。リスクとコストのバランスを考慮しながら、取組の着実な推進を図るため、再整備率の段階的な向上をめざす。



施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
1-4-1	身近な地域でつながりを生む通いの場の数 (川崎市調べ)	身近な地域で継続的に実施されている健康体操やサロンなどの「つながりを生む通いの場」の数について、各区等が把握しているデータベース等で、毎年度、管理し積上げている案件の合計数	介護予防や社会参加を通じて、地域の助け合いにつなげ、望まない孤独や社会的孤立を回避できるよう、多様な主体による身近な生活圏域(小地域)における「つながり」の形成やその広がりや度合いを測るため、設定するもの。	1,039か所 (R6年度)	1,080か所以上 (R8年度)	1,120か所以上 (R9年度)	1,160か所以上 (R10年度)	1,200か所以上 (R11年度)	小地域での「つながりを生む通いの場」について、各区等による支援のもと、地域主体での通いの場の新規創出や既存の場の減少防止につなげるとともに、民間企業等が実施する通いの場を発見・創出し、利用・参加の選択幅を広げていくことで、コロナ禍で減少した通いの場(過去3年間で累計86件減少)を段階的に増やし、R11年度に、「1,200か所」以上にすることをめざす。
	高齢者の生活を支える取組への協力事業所数 (川崎市調べ)	高齢者の介護予防、つながり・交流の促進、日常生活の支援、見守り等の取組を主体的に実施・協力いただける民間企業や関係団体等の事業所の合計数	急速な高齢化の進行が見込まれる中においても、高齢者が生活に係る必要な支援を受けながら、住み慣れた場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向け、地域住民だけでなく、民間企業や関係団体等の協力・連携が得られているか、また、その輪が広がっているか、その度合いを測るため、設定するもの。	90事業所 (R6年度)	105事業所以上 (R8年度)	120事業所以上 (R9年度)	135事業所以上 (R10年度)	150事業所以上 (R11年度)	高齢者の介護予防、つながり・交流の促進、日常生活支援、見守り等に主体的に取り組み、協力いただける民間企業や関係団体等の事業所について、その数を増やすことで、高齢者の生活を支える担い手の確保や連携強化につなげることとし、これまでの年度ごとの新規協力事業所数の推移等も踏まえながら、毎年度、「15事業所」ずつ増やしていくことをめざす。
	訪問診療を受けた患者数 (平均月間レセプト件数) (川崎市調べ)	「訪問診療(在宅医療)を受けた患者数」の毎年度の月平均値 ※県の「医療レセプトデータ」を活用	医療や介護が必要となっても住み慣れた自宅等で暮らし続けるためには、医療・介護等の相互連携によるサービス提供体制の充実を図ることで、自宅等で必要な医療・ケアを受けることができることが重要であり、その進捗の度合いを測るため、設定するもの。	15,643人 (R5年度)	16,500人以上 (R7年度)	17,000人以上 (R8年度)	17,500人以上 (R9年度)	18,000人以上 (R10年度)	多職種による医療・介護等の相互連携を図る取組等を通じ、在宅等における必要な専門的ケア(在宅医療など)の更なる提供につなげることにより、毎年度、訪問診療を受けた方を月平均で「500件程度」増やしていくことをめざす。なお、県データの提供のタイミングが翌年度の12月頃であることから、R10年度までの指標設定としている。
1-4-2	要介護2以上になる平均年齢 男性 (国保データベース (KDB))	65歳以上の高齢者が「要介護2以上となった平均年齢」に基づき、要介護2以上となるまでの期間から「日常生活が自立している平均期間(平均自立期間)」を算出	高齢者が元気が頃から、生きがいや健康づくり、社会参加や交流を促すとともに、介護予防マネジメントのもと、早期から適切な介護予防・自立支援につなげ、より多くの高齢者に、「日常生活が自立している期間」を長く保ってもらう必要があり、その期間の延伸の度合いを測るため、設定するもの。	79.7歳 (R6年度)	79.7歳以上 (R8年度)	79.8歳以上 (R9年度)	79.9歳以上 (R10年度)	80.0歳以上 (R11年度)	高齢者の生きがいづくりや社会参加等を促し、介護予防マネジメントのもと、早期に介護予防・自立支援につなげ、「日常生活が自立している期間」を長く保ってもらうため、R7・8年度で介護予防マネジメントを強化し、R9年度以降、要介護2以上になる高齢者の比率を段階的に引き下げ、毎年度、「0.1歳」ずつ上昇させていくことをめざす。
	要介護2以上になる平均年齢 女性 (国保データベース (KDB))	65歳以上の高齢者が「要介護2以上となった平均年齢」に基づき、要介護2以上となるまでの期間から「日常生活が自立している平均期間(平均自立期間)」を算出	高齢者が元気が頃から、生きがいや健康づくり、社会参加や交流を促すとともに、介護予防マネジメントのもと、早期から適切な介護予防・自立支援につなげ、より多くの高齢者に、「日常生活が自立している期間」を長く保ってもらう必要があり、その期間の延伸の度合いを測るため、設定するもの。	84.2歳 (R6年度)	84.2歳以上 (R8年度)	84.3歳以上 (R9年度)	84.4歳以上 (R10年度)	84.5歳以上 (R11年度)	高齢者の生きがいづくりや社会参加等を促し、介護予防マネジメントのもと、早期に介護予防・自立支援につなげ、「日常生活が自立している期間」を長く保ってもらうため、R7・8年度で介護予防マネジメントを強化し、R9年度以降、要介護2以上になる高齢者の比率を段階的に引き下げ、毎年度、「0.1歳」ずつ上昇させていくことをめざす。
	要介護高齢者の介護度の維持・改善率 (川崎市調べ)	要介護認定者のデータベースにおいて、1年後に、要介護度が維持・改善している高齢者の割合(要介護度を維持・改善できた者の数/全要介護認定者数)	介護事業所でのLIFE(科学的介護情報システム)の活用によるサービス提供やこれによる関連加算の取得促進、「かわさき健康寿命プロジェクト」による質の高い介護サービスの提供等につなげること、要介護状態の維持・改善が図られていることを確認し、その度合いを測るため、設定するもの。	82.8% (R6年度)	82.8%以上 (R8年度)	82.8%以上 (R9年度)	82.8%以上 (R10年度)	82.8%以上 (R11年度)	今後の高齢化の進行に伴う後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者数の増加も見込まれることや、状態の維持・改善率を維持・向上させることが難しい状況が想定される中においても、介護サービスの質を上げることを通じ、より多くの要介護高齢者の状態の維持・改善につなげ、毎年度、現状値の「82.8%」以上を維持していくことをめざす。
1-4-3	計画相談支援に基づいた障害福祉サービスの利用者割合 (川崎市調べ)	障害福祉サービス利用者のうち、指定特定相談支援事業所による計画相談支援を受け、サービス等利用計画を作成している者の割合(計画相談支援を受けている者の数/全障害福祉サービス利用者数)	重層的な相談支援を行うこととしている中、計画相談支援作成率が低い水準にあること、また、障害者のニーズ、障害特性や程度等に応じた専門的・客観的な相談支援やサービス提供にも課題が見込まれることから、作成率を引き上げ、課題解決に至っているか否かの度合いを測るため、設定するもの。	35.6% (R6年度)	35.6%以上 (R8年度)	35.9%以上 (R9年度)	36.9%以上 (R10年度)	37.9%以上 (R11年度)	障害者のニーズ、障害特性や程度等に応じた相談支援やサービス提供に向け、障害福祉サービス利用者の計画相談支援作成率について、R7年度からR9年度にかけて実態把握・分析や取組強化等を進めることで、徐々に引き上げ、R10年度以降は、毎年度、神奈川県の上昇目標でもある「1.0%」ずつ上昇させていくことをめざす。
	施設入所(児)者及び長期入院者のうち、地域生活に移行した者の数 (川崎市調べ)	障害児・者入所施設及び精神病院(長期入院)から地域生活へ移行した障害者の合計数	施設に入所している障害児・者や病院に長期入院している障害者等に対し、本人の意思決定を促しながら、地域生活への移行を支援・推進することで、一人ひとりが社会や地域住民と関わりながら、可能な限り主体的な生活を送ることができるようになったか否かの度合いを測るため、設定するもの。	60人 (R6年度)	60人以上 (R8年度)	60人以上 (R9年度)	60人以上 (R10年度)	60人以上 (R11年度)	障害児・者のニーズや本人の意思決定を最大限尊重するとともに、成人の入居者については、国指針での考え方(施設入居者の6%程度の移行目標)、児童や長期入院している精神障害者については、これまでの地域移行の状況等も踏まえた上で、それぞれ、現状の移行状況を維持するとともに、全体としても、毎年度、「60人」以上をめざす。
	福祉施設及び就労援助センターからの一般就労への移行者数 (川崎市調べ)	福祉施設(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型)及び就労援助センターを通じて、一般就労に結びついた障害者の年度ごとの総数(累計)	障害者の個々のニーズを踏まえながら、就労支援機関等による就労支援を行い、一般就労への移行を推進することで、障害者の社会参加や自立促進の目安となることから、その進捗度合いを測るため、設定するもの。	648人 (R6年度)	656人以上 (R8年度)	668人以上 (R9年度)	680人以上 (R10年度)	692人以上 (R11年度)	障害者のニーズを踏まえながら、就労支援機関等による支援を通じ、一般就労への移行を推進するとともに、就労しやすい環境づくりに取り組み、より多くの方が、就労による社会参加につながるよう、市内の就労移行支援や就労継続支援に係る事業所数が増加傾向であること等も踏まえ、毎年度、「12名」ずつ増加させていくことをめざす。



施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
1-4-4	マンション管理計画認定制度による認定件数 (川崎市調べ)	マンション管理計画認定制度による新規認定件数 ※認定有効期間満了に伴う認定更新の件数は除く	管理計画認定の取得により、管理水準の向上や建物性能の改善が図られやすくなるなど、高経年マンションの管理適正化や再生促進につながり、良質なマンションストックが形成され、周辺の住環境の向上や良質な住宅の供給などに資するため、指標として設定する。	95件 (R6年度)	170件以上 (R8年度)	200件以上 (R9年度)	225件以上 (R10年度)	250件以上 (R11年度)	「マンション管理適正化推進計画」に基づき、引き続き、管理の適正化に関する啓発及び知識の普及や適正管理への誘導などの取組を実施していくことから、R5年度の本年度開始からの実績等による増加率を踏まえた目標値とする。
	住宅確保要配慮者への物件紹介率 (川崎市調べ)	すまいの相談窓口における住宅確保要配慮者への物件情報の提供数/すまいの相談窓口に来た住宅確保要配慮者のうち住み替えについての相談数×100(%)	高齢化の進行等により住宅確保要配慮者の増加が見込まれる中で、住宅確保要配慮者の入居機会の確保や安定居住につながる的確な物件紹介は重要であることから、住宅確保要配慮者への物件紹介率を指標とし、取組の成果を測る。	84% (R6年度)	90%以上 (R8年度)	90%以上 (R9年度)	90%以上 (R10年度)	90%以上 (R11年度)	住宅確保要配慮者の増加とともに多様化・複雑化する相談に対し、より多くの物件情報を提供できるよう、現状値よりも高い水準にすることをめざす。
	生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅の団地(100戸以上)の割合 (川崎市調べ)	生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている100戸以上の市営住宅団地/100戸以上の市営住宅団地の総数×100(%)	地域のニーズに応じた社会福祉施設をはじめとする生活支援施設等の市営住宅への併設により、住生活の安心を支えるサービスが地域において提供されることで、多様な居住ニーズに応じた市営住宅の提供につながるため。	42.1% (R6年度)	46%以上 (R8年度)	48%以上 (R9年度)	50%以上 (R10年度)	52%以上 (R11年度)	地域包括ケアシステムにも関連した取組として、市営住宅の空家や空き駐車場を積極的に活用していくとともに、一定規模以上の建替えの際には可能な限り余地を創出し、生活支援施設等を誘致することをめざしていることから、市営住宅等ストック総合活用計画や現在の取組状況等を踏まえ、市営住宅等の有効活用をさらに進めることをめざす。
1-4-5	平均寿命と健康寿命の差 男性 (国保データベース (KDB))	①「日常生活動作が自立している期間の平均(要支援・要介護)」から算出される健康寿命と②平均寿命の差(男性分)	将来的な医療・介護の最適化を見据え、各ステークホルダーと連携し、市民一人ひとりの健康意識の醸成やセルフケアの実践・継続につなげることで、健康である期間を延伸し、個人の生活の質(QOL)の向上につながっているか否かの度合いを測るため、設定するもの。	3.1年 (R6年度)	2.9年以下 (R8年度)	2.9年以下 (R9年度)	2.9年以下 (R10年度)	2.9年以下 (R11年度)	高齢化が進行する中、市民の健康意識の醸成やセルフケアを浸透させ、健康な状態で質の高い生活を送れるようにすることで、健康寿命及び平均寿命を延ばし、両寿命の差を可能な限り短縮するとともに、医療・介護の最適化を図るため、両寿命を延伸し、新型コロナウイルス感染症まん延前のR元年度の「2.9年」まで戻すことをめざす。 ※「健康寿命」は、①(本人の)主観的健康感や②平均自立期間(要支援や要介護に至るまでの期間)などを用いるなど、複数の算出方法があり、総合計画では、「毎年度の算出・比較が可能」な②を用いて、成果指標を設定している。
	平均寿命と健康寿命の差 女性 (国保データベース (KDB))	①「日常生活動作が自立している期間の平均(要支援・要介護)」から算出される健康寿命と②平均寿命の差(女性分)	将来的な医療・介護の最適化を見据え、各ステークホルダーと連携し、市民一人ひとりの健康意識の醸成やセルフケアの実践・継続につなげることで、健康である期間を延伸し、個人の生活の質(QOL)の向上につながっているか否かの度合いを測るため、設定するもの。	6.3年 (R6年度)	6.3年以下 (R8年度)	6.3年以下 (R9年度)	6.3年以下 (R10年度)	6.3年以下 (R11年度)	高齢化が進行する中、市民の健康意識の醸成やセルフケアを浸透させ、健康な状態で質の高い生活を送れるようにすることで、健康寿命及び平均寿命を延ばし、両寿命の差を可能な限り短縮するとともに、医療・介護の最適化を図るため、R6年度のように、各寿命が縮まることで、差を短縮するのではなく、両寿命をともに延伸することで、毎年度、現状値の「6.3年」を維持することをめざす。 ※「健康寿命」は、①(本人の)主観的健康感や②平均自立期間(要支援や要介護に至るまでの期間)などを用いるなど、複数の算出方法があり、総合計画では、「毎年度の算出・比較が可能」な②を用いて、成果指標を設定している。
1-4-6	生活保護から経済的に自立(収入増による保護廃止)した世帯の割合 (川崎市調べ)	経済的な自立が可能と見込まれる世帯(年度末時点における①母子世帯及び②その他世帯の合計)のうち、就労による収入増により、経済的に自立した世帯の割合	キャリアカウンセリングや求人開拓、ハローワークとの連携等を通じた就労支援等の取組を通じ、収入増に伴う生活保護の廃止につなげ、経済的に自立が可能と見込まれる生活保護世帯が自立できたか否かを測るため、設定するもの。	10.9% (R6年度)	11.6%以上 (R8年度)	11.9%以上 (R9年度)	12.3%以上 (R10年度)	12.6%以上 (R11年度)	生活保護世帯全体としては、やや減少傾向にある中においても、生活保護世帯のうち就労による経済的に自立可能な世帯(主に稼働年齢層(15歳～64歳)が含まれる母子世帯やその他世帯)について、就労支援等の取組を通じ、毎年度、一定の世帯数を経済的に自立につなげていくことによって、その割合を、R11年度に、「12.6%」まで上昇させることをめざす。
	「生活自立・仕事相談センター(だいたいJOBセンター)」の支援を通じて状況が改善した割合 (川崎市調べ)	「生活自立・仕事相談センター(だいたいJOBセンター)」の支援開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」のいずれかの状況が改善した割合	生活困窮者の相談要因や支援結果について、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」など、様態がさまざまある中で、それぞれ、「生活自立・仕事相談センター(だいたいJOBセンター)」の支援を通じて状況が改善し、その人らしい自立につながったか否かを測るため、設定するもの。	94.0% (R6年度)	94.0%以上 (R8年度)	94.0%以上 (R9年度)	94.0%以上 (R10年度)	94.0%以上 (R11年度)	国の「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、改革の進捗管理や測定に必要な指標として定められている割合である90%以上の達成を求められていることに対し、これを達成することはもとより、現状値の「94%」以上という高い水準を維持することをめざす。
	自立支援センター入所者のうち支援を受け自立した人の割合 (川崎市調べ)	自立支援センターへ入所した者のうち、自立支援を経て、新たな居場所を確立し退所となった割合	ホームレス等となることを余儀なくされている人が、自立支援センターへ入所し、ハローワークや区役所等との連携による就業支援等を受けた結果、自立につながったか否かを測るため、設定するもの。	54.5% (R6年度)	55.5%以上 (R8年度)	56.0%以上 (R9年度)	56.5%以上 (R10年度)	57.0%以上 (R11年度)	自立支援センターへ入所する人の中には、課題が複雑・複合化している人もおり、支援が長期化する場合や支援途中で理由なく退所してしまうなど支援困難な入所者が多く、再度ホームレス等になることを防ぐため、個々の課題等に対し、きめ細やかな支援を行うことで、安心できる居場所を確立し、1人でも多く自立につなげ、その割合を、毎年度、着実に上昇させることで、R11年度に、「57%」以上とすることをめざす。



施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
1-5-1	紹介受診重点医療機関等における(地域の医療機関からの)紹介率(平均値) (川崎市調べ)	市内の紹介受診重点医療機関及び地域医療支援病院における、地域の医療機関(かかりつけ医等含む)からの紹介率の平均値(紹介率=紹介患者数/初診の患者数) ※厚生労働省「外来機能報告の報告結果」を活用	外来診療について、かかりつけ医等を含めた地域の診療所や病院等で可能な限り対応し、地域の基幹的な医療機関が高度専門医療の提供やかかりつけ医等の支援等を担うことで、外来機能の明確化・機能分化・連携強化を推進し、地域医療の最適化が図れているか否かを測るため、設定するもの。	68.8% (R6年度)	68.8%以上 (R7年度)	68.8%以上 (R8年度)	68.8%以上 (R9年度)	68.8%以上 (R10年度)	地域において、かかりつけ医等を含めた診療所や病院等と基幹的な医療機関との機能分化、連携強化、地域内での循環を図る観点から、この4年間は、国の「紹介受診重点医療機関」の選定水準(紹介率50%以上かつ逆紹介率※40%以上)及び「地域医療支援病院」の選定水準(紹介率が50%以上かつ逆紹介率※70%以上)を満たし、かつ、現状の水準(紹介率平均:68.8%、逆紹介率平均:88%)を維持することをめざす。なお、国データの公表のタイミングが翌年度の9月末であることから、R10年度までの指標設定としている。 ※地域における機能分化、連携強化、医療資源や診療の循環等を判断するにあたり、かかりつけ医等を含めた診療所や病院等から基幹的な医療機関への「紹介率」だけでなく、必要な治療を終えた方などを基幹的な医療機関から地域のかかりつけ医等を含めた診療所や病院等へつないでいく「逆紹介率」との双方で見ていく必要があることから、施策の「主なアウトプット」において管理し、上記の水準をめざす。
	救急搬送における119番通報から病院収容までの所要時間 (川崎市調べ)	全救急出場における覚知から病院収容までの平均所要時間 ※覚知:119番通報が消防指令センターに入電した時間	119番通報から病院収容までの所要時間が、傷病の予後及び市民の安心に大きく影響を与えることから、救急隊が速やかに現場に到着し、受入可能な医療機関に円滑に搬送することで、市民を迅速かつ確実に救急医療につなげることができているか否かを測るため、設定するもの。	47.4分 (R6年)	47.0分以下 (R8年)	46.7分以下 (R9年)	46.4分以下 (R10年)	46.1分以下 (R11年)	人口増加や高齢化が進む中、年々増加する救急需要に対し、病院収容所要時間の短縮に向けた取組を着実に進め、R5年における神奈川県病院収容所要時間平均値である46.1分をめざす。
	予防接種(就学前までに接種すべき定期接種)の接種率 (川崎市調べ)	翌年度から就学予定の児童のうち、接種すべき定期接種(R8年度評価:23種類、R9年度評価~:25又は26種類)について、すべて接種完了している児童の割合	定期接種のうち、集団予防を目的としたA類疾病の予防接種について、集団生活の第一歩となる就学時における完全接種率を高い水準で維持していくことにより、感染症の予防、重症化及びまん延防止につながっているか否かを測るため、設定するもの。	83.3% (R6年度)	83.3%以上 (R8年度)	83.3%以上 (R9年度)	83.3%以上 (R10年度)	83.3%以上 (R11年度)	感染症予防、重症化やまん延の防止等に向け、就学前までに、R8年度までは23種類、R9年度以降は25又は26種類の予防接種を実施すべきこと、また、麻しん・風しんに至っては、95%以上の接種率を求められる中、中長期的な完全接種率の向上に向け、まずは、毎年度、現状値の「83.3%」以上の高い水準を維持することをめざす。
1-5-2	救急搬送受入数 (川崎市調べ)	救急車で搬送された患者数の合計 ※市立3病院の合計値	今後、人口の増加や高齢化の進展に伴い救急患者の増加が見込まれるため、患者の状態に応じた適切で円滑な受入体制の確保が課題となっている。基幹病院又は中核病院として地域の救急需要に対応することは、地域に必要な医療の安定的な提供に寄与するため。	15,133件 (R6年度)	15,600件以上 (R8年度)	16,000件以上 (R9年度)	16,300件以上 (R10年度)	16,600件以上 (R11年度)	救急車の出動回数は年々増加しており、今後高齢化の進展に伴い、救急医療の更なる需要の増大が見込まれている。市立病院においては、救急専門医の安定的な確保を図るなど、引き続き体制の整備に努め、今後も病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れていく必要があることから、今後の需要の増を見込み、救急搬送受入数の増加をめざす。
	病床利用率(一般病棟) (川崎市調べ)	入院延患者数(一般病棟)/延許可病床数(一般病棟) ×100(%) ※市立3病院の加重平均値	入院患者を確保し、病床を安定的に稼働させることは、より多くの入院患者に適切に医療を提供することになるとともに、安定的な病院経営にも資することから、市立病院の経営面での取組の成果を測ることができるため。	74.7% (R6年度)	76.7%以上 (R8年度)	77.3%以上 (R9年度)	77.9%以上 (R10年度)	79.6%以上 (R11年度)	市立病院においては、救急医療機能の強化やがん診療機能強化・充実、さらには地域医療連携の推進を図ることで、入院患者の確保に努め、安定的な病床運営をめざす必要があることから、今後の患者数の増加見込み等を踏まえ、病床利用率(一般病棟)の向上をめざす。
	入院患者満足度 (川崎市調べ)	市立病院で実施している入院患者へのアンケート調査において、総合評価に関する設問で、高評価(5段階評価のうち上位2段階)を選択した人の割合 ※市立3病院の平均値	職員の対応や療養の内容など、市立病院が提供している医療サービスに対する患者の満足度は、医療の質を測る上で直接的な評価指標の一つであり、患者満足度を見ることで市立病院が取り組んでいる医療の質及び患者サービスの向上といった、安定的な医療提供に資する取組の成果を測ることができるため。	78.9% (R6年度)	80.2%以上 (R8年度)	81.5%以上 (R9年度)	82.8%以上 (R10年度)	84.2%以上 (R11年度)	公益財団法人日本医療機能評価機構の満足度調査支援システムにおける、入院患者への総合評価に関するアンケート設問で、高評価(5段階評価のうち上位2段階)を選択した人の割合が、R6年度全国平均値(全国438病院参加)を超えることを目標とする。
2-1-1	待機児童数 (川崎市調べ)	こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、翌年度4月の集計値	地域全体で安心して子育てできる環境づくりに向けて、保育所等の受入枠確保の取組を推進しており、保育所等利用申請者のうちの待機児童数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができるため。	0人 (R6年度)	0人 (R8年度)	0人 (R9年度)	0人 (R10年度)	0人 (R11年度)	本市では、R3年4月以降、待機児童解消を達成しているが、今後も認可保育所等の整備や多様な手法による保育受入枠の拡充、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援等を行い、待機児童の解消を継続していくため、引き続き待機児童ゼロを目標値として設定する。
	子育てについて気軽に相談できる人(場所)が身近にいる(ある)保護者の割合 (川崎市調べ)	地域子育て支援センター・保育所施設等利用者を対象としたアンケート調査において、子育てについて気軽に相談できる人(場所)が身近にいる(ある)と回答した保護者の割合 ※無作為抽出3,500人	育児の悩みや負担の軽減に向けて、身近な場所でも誰もが気軽に子育てに関する相談ができる環境の整備を進めているが、そのような場があると感じている保護者の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができるため。	99.3% (R7年度)	100% (R8年度)	100% (R9年度)	100% (R10年度)	100% (R11年度)	子育てをする家庭を地域で支える取組として、子育てに関する情報提供・相談支援を推進することにより、数値を引き上げること目標とする。
	ふれあい子育てサポート事業の延べ利用者数 (川崎市調べ)	ふれあい子育てサポート事業の年間の延べ利用者数	身近な所で気軽に相談できる環境を整備するなど、地域全体で子育てを応援し、子育ての「支えがある」ことを実感できるしくみづくりとして、ふれあい子育てサポート事業の利用者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができるため。	11,894人 (R6年度)	15,658人以上 (R8年度)	18,368人以上 (R9年度)	21,078人以上 (R10年度)	23,788人以上 (R11年度)	今後、年少人口が減少していくことが見込まれるが、ヘルパー会員数の増加やマッチングのしくみの改善など、取組を充実させることにより、現状の2倍以上の利用人数にすることを目標とする。



施策番号	指標名 (指標の出自)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
2-1-2	困ったとき、なやんだときは、身近な大人が話を聞いてくれるという設問に「とてもあてはまる」「あてはまる」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	「困ったとき、なやんだときは、身近な大人が話を聞いてくれる」という設問に「とてもあてはまる」「あてはまる」と回答した児童生徒の割合	子どもを孤立・孤独から守り、自分らしくすこやかに成長するためには、地域社会全体で居場所づくりに取り組む必要があり、「困ったとき、なやんだときは、身近な大人が話を聞いてくれる」と感じる児童生徒の推移を見ることで、学校や家庭以外の居場所づくりの取組の成果を測ることができるため。	79.3% (R7年度)	80.9%以上 (R8年度)	82.5%以上 (R9年度)	84.1%以上 (R10年度)	85.8%以上 (R11年度)	放課後等の居場所づくりなどの取組を進め、自分らしく安心して成長できる環境を整えることをめざすとともに、児童生徒が安心して相談できる環境の整備を進めることで、段階的に数値を引き上げること目標とする。
	乳幼児健診の未受診者率 (川崎市調べ)	健康診査受診人数/健康診査対象人数×100(%) ※対象者は、厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の各年齢(3か月児・1歳6か月児・3歳児)	乳幼児健診の未受診者の中には、子どもの養育の問題に関わるケースもあるため、健診の受診を通じて、地域で乳幼児のすこやかな成長を見守るとともに、保護者の育児負担軽減や児童虐待の防止につなげることができる。乳幼児健診の未受診者率を見ることで、その取組の成果を測ることができるため。	2.6% (R6年度)	2.2%以下 (R8年度)	2.2%以下 (R9年度)	2.2%以下 (R10年度)	2.2%以下 (R11年度)	現状においても高い受診率(未受診率は低い状況)だが、健診を受診することを通して子育て家庭に対し適切な支援を行い、保護者や子どもが安心して暮らせる環境整備をめざす。そのために、関係機関との連携強化や、更なる受診勧奨に努めることで、未受診者の割合をさらに減少させることを目標とする。
	家庭に近い環境で社会的養育を受けている子どもの割合 (川崎市調べ)	社会的養育を受けている子どものうち、里親、自立援助ホーム、児童養護施設等において個室やユニットといった家庭に近い環境で社会的養育を受けている子どもの割合	H28年改正児童福祉法による「家庭養育優先原則」の理念の下、こどもの最善の利益を実現していくため、里親等委託、児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化を推進してきたところだが、自立支援の充実など、ニーズの変化に対応して受け入れ体制を一層確保していく必要があるため、本指標を成果指標として設定する。	83.1% (R6年度)	95.7%以上 (R8年度)	96.8%以上 (R9年度)	97.2%以上 (R10年度)	97.2%以上 (R11年度)	里親制度の推進や自立援助ホームの増設、児童養護施設等における小規模化・地域分散化の推進など、本市社会的養育推進計画の目標値を踏まえて、個室やユニットといった家庭に近い環境で社会的養育を受けている子どもの割合を引き上げること目標とする。
2-2-1	課題の解決に向けて、自ら考え、取り組む児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる、どちらかといえば取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合 ※小学校6年生・中学校3年生の平均値	予測が困難な時代において、児童生徒は、これまで以上に、実社会や実生活で自ら課題を見つけ、解決していくことが求められる。「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」児童生徒の割合を見ることで、これからの社会で生きていくための「自分(たち)で考え、解決していく力」を培う教育の成果を測るものとして設定する。	84.3% (R7年度)	84.7%以上 (R8年度)	85.2%以上 (R9年度)	85.7%以上 (R10年度)	86.2%以上 (R11年度)	R7年度全国学力・学習状況調査においては、全国平均(79.9%)を上回っているが、さらに多くの児童生徒が課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができるように、段階的に数値を引き上げること目標とする。 具体的には、本市の値を上回る政令指定都市の平均値を目標値とし、今後12年間で達成することをめざす。
	自分には、よいところがあると思う、どちらかといえばあると思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばあると思う」と回答した児童生徒の割合 ※小学校6年生・中学校3年生の平均値	予測が困難な時代において、児童生徒は、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性や持ち味を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことが求められる。「自分には、よいところがあると思う、どちらかといえば思う」児童生徒の割合を見ることで、自分自身に対して自信を持ち、自己を高める教育の成果を測るものとして設定する。	86.1% (R7年度)	86.8%以上 (R8年度)	87.5%以上 (R9年度)	88.3%以上 (R10年度)	89.1%以上 (R11年度)	現状でも「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばあると思う」と回答する児童生徒の割合は86.1%ではあるが、さらに多くの児童生徒がそれぞれの個性や持ち味を最大限に発揮しながら自立して生きていくことができるよう段階的に数値を引き上げること目標とする。具体的には、本市の値を上回る政令指定都市の平均値を目標値とする。
	中1時の「授業理解度」を100とした際の中3の割合 (川崎市学習状況調査)	市立中学校の中学1年次の「授業理解度」を100とした上で、同一母集団を経年で比較し、「授業の理解度」が変化した割合の平均値とする。	同一母集団の中学校1～3年次における「授業の理解度」の変化の割合を見ることで、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を行うことができ、確かな学力の育成に資する教育の成果を測るものとして設定する。	92.3 (R7年度)	92.6以上 (R8年度)	92.9以上 (R9年度)	93.2以上 (R10年度)	93.5以上 (R11年度)	学習内容の変化等により学年が上がるにつれて正答率・理解度ともに下がる傾向にある中で、具体的には、中学校1年次の「授業の理解度」を100と設定し、1年次から2年次にかけては、理解度の下がり幅が大きいことから、その低下を半分抑えたとともに、2年次から3年次にかけては、理解度の下がり幅が小さいことから現在の水準以上を維持することを、今後12年間で達成することを目標とする。
2-2-2	自分と違う意見も尊重している児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	「自分と違う意見も尊重している、どちらかといえば尊重している」と回答した児童生徒の割合 ※小学校4年生～中学校3年生の平均値	豊かな人間性や社会性を育むためには、児童生徒が、自他の良さを認め、互いに尊重し合う意識や態度を育てることが大切になる。自分とは違う意見も尊重している児童生徒の割合を見ることで、人権尊重教育など、豊かな心を育む教育の成果を測るものとして設定する。	91.1% (R7年度)	91.1%以上 (R8年度)	91.1%以上 (R9年度)	91.1%以上 (R10年度)	91.1%以上 (R11年度)	児童生徒は発達段階や、学校生活の経験、人との関わりの中で、少しずつ自分と異なる意見を尊重できるようになる。小学校4年生から中学校3年生までの平均値は、現状においても90%以上であり、今後もこの水準を維持し続けることが重要であるため、現在の水準以上を維持することを目標とする。
	運動やスポーツをすることは好き・やや好きと回答した児童生徒の割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	運動やスポーツをすることは「好き」「やや好き」と回答した児童生徒の割合 ※小学校5年生、中学校2年生の男女の数値の加重平均	児童生徒が運動やスポーツに対して「好き」「やや好き」と感じているかどうかは、日常的に身体を動かすことへの意欲や習慣の形成状況を反映しているものであり、すこやかな体の育成に向けた取組の成果を測るものとして設定する。	85.5% (R7年度)	85.8%以上 (R8年度)	86.1%以上 (R9年度)	86.4%以上 (R10年度)	86.7%以上 (R11年度)	現状でも「運動やスポーツをすることは好き・やや好き」と回答する児童生徒の割合は85.5%ではあるが、引き続き取組を推進することで、さらに多くの児童生徒が運動やスポーツに親しみ、肯定的に感じられるようにすることが重要であるため、肯定的な態度を示す児童生徒の割合を引き上げていくことを目標とし、具体的には、策定時の政令指定都市の平均値を上回る値を目標値とする。
	体力テストの結果(政令指定都市の平均値)を100とした際の市の割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	政令指定都市の体力合計点の平均値を100とした際の市の割合 ※小学校5年生、中学校2年生の男女の数値の加重平均	本市の児童生徒が生活する環境に近いと考えられる政令指定都市の健康・体力の現状を把握し、体力向上・健康の増進に向けた教育活動の取組の成果を測るものとして設定する。	98.9 (R7年度)	100.0以上 (R8年度)	100.0以上 (R9年度)	100.0以上 (R10年度)	100.0以上 (R11年度)	本市の児童生徒の体力合計点の平均値は、政令指定都市の平均値とほぼ同程度の水準であり、今後、更なる取組を進めることで、同水準を政令指定都市の平均値以上とすることを目標とする。



施策番号	指標名 (指標の出自)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
2-2-3	小・中・高等学校の通常の学級に在籍する教育的ニーズの高い児童生徒における個別の指導計画作成率 (川崎市調べ)	個別の指導計画を作成した児童生徒数/学校が個別の指導計画の作成が望ましいと考える児童生徒数×100(%)	個別の指導計画を作成し、それに基づいた指導・支援を行うことは、きめ細かな支援や一貫した指導、校種間での適切な引継ぎ等につながるから、その作成率を見ることで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組の成果を測るものとして設定する。	81.9% (R6年度)	82.5%以上 (R8年度)	83.0%以上 (R9年度)	83.5%以上 (R10年度)	84.0%以上 (R11年度)	個々の状況により個別の指導計画作成が困難なケースがある中で、小学校における作成率は85.0%、中学校では64.0%となっているため、中学校の水準を小学校程度まで引き上げることをめざす。
	学校内外において相談・指導等を受けている不登校児童生徒の割合 (川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査)	(市立小・中学校における全不登校児童生徒数-校外の専門的な相談・指導等を受けていない人数(教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数を除く))/全不登校児童生徒数×100(%)	校内支援(「(仮称)校内教育支援センター」等)、校外支援(ゆうゆう広場、ICT学習支援等)、関係機関との連携など、何らかの相談・指導を受けている不登校児童生徒を把握することで、本市のめざす一人ひとりに寄り添った不登校対策の取組の成果を測るものとして設定する。	93.2% (R6年度)	93.2%以上 (R7年度)	93.2%以上 (R8年度)	93.2%以上 (R9年度)	93.2%以上 (R10年度)	現在も90%以上の不登校児童生徒が何らかの相談・指導等を受けている状況ではあるが、不登校児童生徒数については増加の一途をたどっており、今後も増加が見込まれる中で、現状の高い水準を維持していくことは重要であることから、現在の水準以上を維持することを目標とする。
	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思わない児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思わない児童生徒の割合」※小学校6年生・中学校3年生の加重平均	本市では「いじめ防止基本方針」を策定し、市民全体でいじめ防止への意識を高く持ち、いじめ問題の未然防止、早期発見・早期対応を図る取組を進めている。いじめに対する児童生徒の意識の状況を見ることで、いじめが起きにくい学校の風土づくりを行っていることの成果を測るものとして設定する。	96.6% (R7年度)	96.6%以上 (R8年度)	96.6%以上 (R9年度)	96.6%以上 (R10年度)	96.6%以上 (R11年度)	現状においても、ほぼすべての児童生徒が、「いじめは、どんな理由があってもいけないこと」であることを理解している状況であるが、引き続き取組を継続して進め、現在の水準以上を維持することを目標とする。
2-2-4	年度当初の教員の未充足数 (川崎市調べ)	年度当初の欠員及び産育休等取得者に対する代替教員を充てられていない数	子どもの学びを支える教育環境と教員の働きやすい環境の整備に向けては、適切な教員数の確保が重要であり、年度当初の教員の未充足数を見ることで、持続可能な学校体制の構築に向けた人材確保の取組の効果を測るものとして設定する。	122.5人 (R7年4月)	75.0人以下 (R9年4月)	50.0人以下 (R10年4月)	25.0人以下 (R11年4月)	0人 (R12年4月)	学校運営に必要な教員数を安定的に維持することで、本来あるべき体制を構築するため、年度当初の教員の未充足解消を目標とする。
	学校施設長期保全計画に基づく整備を実施した学校施設の割合 (川崎市調べ)	第4期実施計画期間における予防保全、再生整備及び設備再生を実施した学校施設/実施予定の学校施設(校舎又は体育館93施設)×100(%)	安全で快適な学習環境を実現する上で大きな部分を占める、老朽化対策、普通教室など教育環境の質的改善、環境対策を合わせて行う再生整備の進捗状況を把握することで、教育環境の改善の成果を測るものとして設定する。	0% (R7年度)	23.6%以上 (R8年度)	52.6%以上 (R9年度)	74.1%以上 (R10年度)	100% (R11年度)	第4期実施計画期間における「学校施設長期保全計画」で計画されている再生整備等を100%実施することを目標とする。
	体育館の空調設備設置率 (川崎市調べ)	空調設備設置済の体育館棟数/全体育館棟数(178棟)×100(%)	昨今の気候変動による熱中症対策の必要性や、災害の発生状況等を踏まえ、体育館の空調設備整備の進捗状況を把握することで、教育環境等の改善の成果を測るものとして設定する。	3.9% (R7年度)	9.0% (R8年度)	32.6% (R9年度)	66.3% (R10年度)	100% (R11年度)	「川崎市立学校体育館等空調設備整備方針」に基づく空調設備の計画的な整備によって、すべての学校の体育館に空調を整備し、教育環境等の改善を図ることを目標とする。
2-2-5	地域住民や保護者との協働による活動が行われた学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	「地域学校協働活動のしくみを生かして、保護者や地域住民との協働による活動が行われた学校」と回答した学校の割合 ※市立小・中学校の加重平均	学校と地域が連携し、子どもたちの学びや成長をより豊かにし、地域全体で教育を支える体制をつくる必要がある。地域学校協働活動の取組状況を把握することによって、地域と学校が連携・協働し、子どもの学びを支える環境づくりの取組の成果を測るものとして設定する。	79.9% (R7年度)	81.1%以上 (R8年度)	82.3%以上 (R9年度)	83.5%以上 (R10年度)	84.7%以上 (R11年度)	R7年度の全国平均値が84.4%であることを踏まえ、段階的に数値を引き上げ、R7年度の全国平均値を超える数値を目標とする。
	地域住民と一緒に学ぶ寺子屋に参加して「良かった・ためになった」と思う子どもの割合 (川崎市調べ)	寺子屋事業参加者アンケートにおいて、「①寺子屋に参加して良かった」、「②寺子屋に参加してためになった・良かった・ためになった」と回答した児童生徒の割合 ※①は小学校1・2年生、②は小学校3年生～中学校3年生が回答	寺子屋は地域住民が子どもの学びに参画する取組であり、寺子屋の質的改善の状況を把握することで、子どもの学びを支える環境づくりが進んでいることの成果を測るものとして設定する。	89.7% (R6年度)	90.0%以上 (R8年度)	90.0%以上 (R9年度)	90.0%以上 (R10年度)	90.0%以上 (R11年度)	実際に地域の寺子屋に参加している児童生徒の声を把握することで、事業の目標のひとつである、豊かな学びや体験の機会を提供することによる学びの意欲向上について測り、実施するすべての寺子屋で90%以上の水準を維持し続けることを目標とする。
	地域と学校が連携して子どもの学びの場がつけられていると思う地域住民の割合 (川崎市調べ)	地域教育会議、地域の寺子屋、学校運営協議会に関わる市民を対象にしたアンケートにおいて、「地域に学びの場があることを実感できた」と回答した割合 ※現状値(R7)は、調査母数が小さいことから参考値	子どもの学びの場をつくる一主体である地域住民の実感を指標として設定することで、地域と子どもが連携・協働し、子どもの学びを支える環境づくりの成果を測るものとして設定する。	89.3% (R7年度)	90.0%以上 (R8年度)	90.0%以上 (R9年度)	90.0%以上 (R10年度)	90.0%以上 (R11年度)	新たに指標として設定するために、R7年度の地域教育会議、地域の寺子屋、一部の学校運営協議会の委員に行ったアンケートの肯定的な回答の割合が89.3%となった。調査母数が小さいため参考値とするが、この数値をもとに90%以上の水準を維持し続けることを目標とする。



施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
3-1-1	市域の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比) (川崎市調べ)	市域の温室効果ガス削減量(2013年度実績-最新年度実績)/市域の温室効果ガス排出量(2013年度:2,383万t)×100(%)	本指標により、市域の温室効果ガスの排出削減の進捗を測ることができるため。	▲35.0% (R5年度)	▲41.7%以上 (R6年度)	▲42.9%以上 (R7年度)	▲44.1%以上 (R8年度)	▲45.4%以上 (R9年度)	R4年度に改定した地球温暖化対策推進基本計画の目標値の一つとして、2030年度までに市域の温室効果ガス排出量を2013年度比50%削減としており、その目標値を踏まえ第4期における目標値を設定する。 なお、温室効果ガス排出量の算定結果は、2年遅れで暫定値が公表されるため、表示されている各年度の目標年次は、各年度末に把握できる2年前の年次を示している。
	市役所の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比) (川崎市調べ)	市役所の温室効果ガス削減量(2013年度実績-最新年度実績)/市役所の温室効果ガス排出量(2013年度:41.5万t)×100(%)	本指標により、市の率先行動の成果を測りつつ、市域の温室効果ガスの排出削減への寄与を定量的に測ることができるため。	▲24.6% (R6年度)	▲28.6%以上 (R7年度)	▲34.6%以上 (R8年度)	▲40.1%以上 (R9年度)	▲45.1%以上 (R10年度)	R4年度に改定した地球温暖化対策推進基本計画の目標値の一つとして、2030年度までに市役所の温室効果ガス排出量の2013年度比50%以上としており、その目標値を踏まえ第4期における目標値を設定する。 ※実績値については、国の算定手法の変更により再生可能エネルギー電力導入の効果が反映されることとなった。(R7.3月以降)
	市域の再生可能エネルギー導入量 (川崎市調べ)	市域に導入された再生可能エネルギー発電設備の設備容量の合計	本指標により、市域の再生可能エネルギー設備の導入状況を把握することで、市域の温室効果ガスの排出削減への寄与を定量的に測ることができるため。	25.2万kW (R6年度)	25.5万kW以上 (R7年度)	26.9万kW以上 (R8年度)	28.3万kW以上 (R9年度)	29.9万kW以上 (R10年度)	R4年度に改定した地球温暖化対策推進基本計画の目標値の一つとして、2030年度の再生可能エネルギー導入目標を33万kW以上としており、その目標値を踏まえ第4期における目標値を設定する。 なお、再生可能エネルギー導入量の算定結果は、1年遅れで公表されるため、各年度の目標年次は、各年度末に把握できる1年前の年次を示している。
3-1-2	1人1日あたりのごみ排出量 (川崎市調べ)	総処理量(家庭系・事業系(焼却ごみ・資源物))/人口/日数(365日)	ごみ排出量からごみの発生抑制の状況を把握し、3Rの取組の進捗状況を定量的に測ることができるため。	793g (R6年度)	774g以下 (R8年度)	758g以下 (R9年度)	750g以下 (R10年度)	742g以下 (R11年度)	循環型社会形成推進計画の目標値の一つとして、R19年度までに「1人1日あたりのごみ排出量」をR6年度から約1割削減としており、その目標値を踏まえ第4期における目標値を設定。
	ごみ焼却量 (川崎市調べ)	処理センターで焼却処理を行う普通ごみ・事業系ごみなどの合計	ごみ焼却量からごみの発生抑制や分別・資源化の状況を把握し、3Rの取組の進捗状況を定量的に測ることができるため。	31.5万t (R6年度)	30.5万t以下 (R8年度)	29.7万t以下 (R9年度)	29.1万t以下 (R10年度)	28.7万t以下 (R11年度)	循環型社会形成推進計画の目標値の一つとして、R19年度までに「ごみ焼却量」をR6年度から約5万t削減としており、その目標値を踏まえ第4期における目標値を設定する。
	プラスチック資源の分別率 (川崎市調べ)	プラスチック資源の収集量/プラスチック資源の収集量と焼却量(ごみ組成調査による推計)の合計×100(%)	プラスチック資源の分別率からプラスチック類の資源循環の状況を把握し、3Rの取組の進捗状況を定量的に測ることができるため。	33% (R6年度)	40%以上 (R8年度)	44%以上 (R9年度)	47%以上 (R10年度)	51%以上 (R11年度)	循環型社会形成推進計画の目標値の一つとして、R19年度までに「プラスチック資源分別率」をR6年度から約2倍増加としており、その目標値を踏まえ第4期における目標値を設定する。 ※成果指標「プラスチック資源の分別率の現状値(R6年度)」は、全市の「プラスチック製容器包装」と川崎区の「プラスチック製品」を対象として算出。
3-1-3	二酸化窒素の環境基準下限値0.04ppmを達成した測定局の割合 (川崎市調べ)	環境基準下限値達成局数/測定局数(18局)×100(%)	環境基準設定物質の一つである二酸化窒素の濃度推移を把握することで、大気環境が高い水準で維持されていることを定量的に測ることができるため。	88.9% (R6年度)	88.9%以上 (R8年度)	88.9%以上 (R9年度)	88.9%以上 (R10年度)	94.4%以上 (R11年度)	二酸化窒素濃度の推移は、R3年度以後、18局中15局(83.3%)で下限値(0.04ppm)を下回っており、現状(R6年度)ではさらに1局が初めて下回った。引き続き改善傾向にあることから、さらに1局が下回ることを目標に掲げて取り組むこととし、第4期における目標値を設定する。なお、安定的な下限値達成や更なる達成局増には一定の期間を要すると想定されることから、最終年度での達成を見込む。
	河川のBOD、海域運河部のCODの環境基準値適合割合 (川崎市調べ)	環境基準値適合地点数/測定地点数(河川12地点+海域運河部3地点)×100(%)	本指標により、市域から影響を受けやすい河川や海域運河部の水質を把握することで、水環境の状況を定量的に測ることができるため。	100% (R6年度)	100% (R8年度)	100% (R9年度)	100% (R10年度)	100% (R11年度)	大気・水環境計画において、河川のBOD及び海域運河部のCODの環境基準値適合割合の100%維持をめざしていることを踏まえ、第4期における目標値を設定する。
	光化学オキシダント環境改善評価指標 (川崎市調べ)	測定局ごとに4月から10月までの光化学オキシダントの日中平均濃度(5時~20時)から夜間平均濃度(前日20時~5時)を差し引いた値について、3年移動平均を算出し、さらに測定局全局(9局)で平均した値	本指標により、健康や気候変動への影響が懸念される光化学オキシダント濃度の低減に向けた取組の効果を定量的に測ることができるため。	0.0103ppm (R6年度)	0.0103ppm以下 (R8年度)	0.0103ppm以下 (R9年度)	0.0103ppm以下 (R10年度)	0.0103ppm以下 (R11年度)	大気・水環境計画において、「光化学オキシダント高濃度の低減」に向けた取組を推進することとしており、R12年度までに「光化学オキシダント環境改善評価指標」0.0103ppmの達成をめざしていることを踏まえ、第4期における目標値を設定する。



施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
3-2-1	協働の取組により植樹した本数 (川崎市調べ)	緑化指針に基づく植樹、緑化助成制度による思い出記念樹、みどりの事業所や地域緑化推進地区などの取組による植樹本数の累計 ※R22年度以降の累計	多様な機能や効果を持つ緑の価値を活用してまちづくりに取り組み中、緑化指針や緑化助成制度、みどりの事業所や地域緑化推進地区などの協働の取組による植樹本数は、多様な主体のつながりを活かした、協働の取組による都市緑化の推進状況を図ることができるため。	143万本 (R6年度)	157万本以上 (R8年度)	164万本以上 (R9年度)	171万本以上 (R10年度)	178万本以上 (R11年度)	都市の緑は、生物多様性の保全や、都市の基盤として生活空間にうるおいややすらぎをもたらす等、多様な機能や効果を有している。市民や企業等との協働による都市緑化を推進していく必要があることから、過去の実績を参考として、各年度7万本の植樹を想定し、協働の取組により植樹した累計本数の増加をめざす。
	緑のボランティア活動団体数 (川崎市調べ)	公園、街路樹、緑地などにおけるボランティア活動団体等の合計	市民・企業・学校など、多様な主体と共に、みどりを通じて、暮らしやすく、住み続けたいまちの実現をめざす上で、緑のボランティア活動団体数は、多様な主体による活動が持続されている状況を図ることができるため。	1,409団体 (R6年度)	1,409団体以上 (R8年度)	1,409団体以上 (R9年度)	1,409団体以上 (R10年度)	1,409団体以上 (R11年度)	みどりをきっかけに人と人が地域でつながるまちづくりを進めている中、緑のボランティア活動団体の高齢化等に伴い、活動の持続性確保が困難になるなどの課題も生じていることから、R6年度時点の活動団体数(管理運営協議会及び公園緑地愛護会、街路樹等愛護会等の団体数の合計)の維持をめざす。
	多摩川を訪れたことのある人の割合 (市民アンケート)	多摩川を「頻繁(週1回以上)」に訪れている、定期的(月1回以上)に訪れている、少なくとも1回は訪れたことがある」と回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	都市における貴重なオープンスペースであり、市民共有の財産である多摩川に、多様な主体による取組の推進によって訪れる機会を創出し、より多くの市民利用を促進することが求められる中、訪れた人の割合を把握することで、取組の成果を図ることができるため。	64.4% (R7年度)	64.6%以上 (R8年度)	64.8%以上 (R9年度)	65.0%以上 (R10年度)	65.2%以上 (R11年度)	多摩川において、水辺の賑わい創出に向けた取組、水辺の楽校の活動支援の取組、ニヶ領せせらぎ館や大師河原水防センターなどの水辺の拠点における環境学習・情報発信の取組など、多様な主体によるさまざまな活用を推進することにより、多摩川を訪れる機会を創出し、過去のイベントにおけるアンケート実績等を参考にしつつ、より多くの市民が訪れることをめざす。
3-2-2	公園緑地面積 (川崎市調べ)	大規模公園緑地の用地取得や、開発等に伴い設置される公園(提供公園)、寄附・借地制度を活用した公園整備等による公園緑地の累積面積	公園緑地は、災害時の避難場所や、地域コミュニティの形成の場として活用されるなど、貴重なオープンスペースであることから、公園緑地の累積面積を把握することにより、取組の成果を図ることができるため。	775.8ha (R6年度)	777.9ha以上 (R8年度)	779.0ha以上 (R9年度)	780.1ha以上 (R10年度)	781.2ha以上 (R11年度)	土地需要が依然として高い本市域において、魅力ある公園緑地づくりを推進するためには、立地特性や市民ニーズ等を踏まえながら、大規模公園緑地の用地取得や、開発に伴い設置される公園(提供公園)、寄附・借地制度を活用した公園整備等を進める必要があることから、R6年度までの実績及び今後の見込を踏まえ、公園緑地面積の増加をめざす。
	公園緑地の利用頻度 (市民アンケート)	過去1年間で公園緑地を「週3回以上」「週1回以上」「月1回以上」「半年に1回以上」「年に1回以上」利用していると回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	公園緑地整備や民間活力の導入により公園緑地の魅力を高めるとともに、維持管理の推進により安全性・快適性の向上を図ることは、市民の公園緑地の利用促進に資することから、その利用頻度を把握することで、取組の成果を図ることができるため。	65.7% (R7年度)	65.9%以上 (R8年度)	66.1%以上 (R9年度)	66.3%以上 (R10年度)	66.5%以上 (R11年度)	誰もが利用しやすく、快適で、居心地のよい、地域の特色を活かした公園緑地づくりを推進するためには、魅力的な公園緑地の整備や、適切な維持管理及び公園緑地の適正かつ市民ニーズを踏まえた管理運営が必要であることから、取組を推進することで、公園緑地の利用頻度向上をめざす。
	街路樹の維持管理を行った路線数の割合 (川崎市調べ)	街路樹の維持管理を行った路線数/「街路樹管理計画」に記載している路線数(408路線)	街路樹の健全度診断や計画的な更新、剪定等を行うことは、良好な街路景観の形成や、暑熱効果のある緑陰の確保など、道路利用環境の向上に資することから、街路樹の維持管理を実施する路線数の割合を把握することで、取組の成果を図ることができるため。	100% (R6年度)	100% (R8年度)	100% (R9年度)	100% (R10年度)	100% (R11年度)	市民が安全かつ快適に道路を利用するためには、計画的な街路樹の剪定や除草など、適切な維持管理を計画的に実施する必要があることから、「街路樹管理計画」に記載している全路線(408路線)において、街路樹の維持管理の実施をめざす。
4-1-1	起業希望者に対する支援による年間起業件数 (川崎市調べ)	「創業支援等事業計画」に定める創業支援等事業を活用した者のうち、実際に法人設立や開業届の提出等に至った件数	将来的な地域経済の活性化や雇用創出、社会課題解決に資する創業支援施策の成果を測るものとして、新しいビジネスモデルや技術の導入を促進する起業の件数が適切な指標となるため。	157件 (R6年度)	165件以上 (R8年度)	181件以上 (R9年度)	199件以上 (R10年度)	218件以上 (R11年度)	総務省の就業構造基本調査によると近年の起業者数は減少傾向にあり、本市においてもR6年度の起業件数はR4・5年度実績と比較して約20%減少している。しかし、起業は地域経済の活性化や社会課題の解決に直結する重要な取組であることから、現行計画で採用している「毎年10%増加」という目標値の考え方を踏襲し、現行の支援体制の活用に加え、新たな支援策の検討を進めながら、起業件数を着実に増加させていくことを目標とする。
	かわさき新産業創造センター(KBIC)における事業拡大した卒業企業の市内立地率 (川崎市調べ)	KBICにおける事業拡大した卒業企業数のうち、市内立地した企業数の割合	KBICでの支援を通じて成長した企業が、市内立地により市内産業の活性化に貢献した成果を測るものとして、事業拡大した卒業企業の市内立地率の増加が適切な指標となるため。	61% (R3~6年度)	70%以上 (R5~8年度)	70%以上 (R6~9年度)	75%以上 (R7~10年度)	80%以上 (R8~11年度)	企業の市内立地は、インキュベーションマネージャー(KBIC入居企業の成長支援をする者)による事業成長や市内移転に係る支援に加え、不動産市況や立地環境など支援の枠を超えた複合的な要因が絡むため容易ではないが、税源涵養など市内経済の活性化に資する重要な成果であることから、計画期間内の市内産業立地拠点の整備の進展も見据え、直近4年間の事業拡大した卒業企業の市内立地率である61%を上回る水準の達成をめざす。
	市内に立地する量子スタートアップ数 (川崎市調べ)	川崎市内に本社又は主要拠点を有する企業等のうち、量子技術を活用した製品・サービスの開発を主たる事業とするスタートアップの数	量子技術は、今後の産業構造や社会課題の解決に大きな影響を与える可能性を持つ先端分野であり、スタートアップの集積は地域のイノベーション力や経済活力を示す重要な要素であることから、施策の成果として、量子スタートアップ数が適切な指標となるため。	2社 (R6年度)	4社以上 (R8年度)	5社以上 (R9年度)	6社以上 (R10年度)	7社以上 (R11年度)	全国的に量子スタートアップは数が限られており、本市でもR6年度時点の実績は2社にとどまっている。しかし、量子技術は“次世代の基幹技術”として産業競争力や社会課題解決に直結する重要な分野であり、スタートアップ集積の促進は本市の成長戦略において不可欠である。こうした状況を踏まえ、立地促進や支援体制の強化を通じて、R8年度以降は毎年度1社ずつの増加を目標とし、着実なスタートアップ数の拡大をめざす。



施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
4-1-2	資本金1億円未満の黒字法人の割合 (川崎市調べ)	資本金1億円未満の法人のうち、法人市民税(法人税割)が課税されている法人の割合	資本金1億円未満の法人は、法人全体の9割以上を占めており、その多くが中小企業である。これらのうち法人市民税(法人税割)を納付する黒字法人の割合の推移を通じ、各種施策による中小企業の成長状況を把握できることから、適切な指標となるため。	40.3% (R6年度)	41.9%以上 (R8年度)	42.7%以上 (R9年度)	43.5%以上 (R10年度)	44.3%以上 (R11年度)	黒字法人の割合については、H29年度以降は年平均で0.7%ずつ上昇しているものの、安定して上昇している状況ではない。そのような中で中小企業支援の取組を通じて、これまでの平均を超える年平均0.8%の増加を目標に黒字法人の割合を高め、持続的な経済成長をめざす。
	資本金1億円未満の法人に対する法人市民税(法人税割)課税額 (川崎市調べ)	資本金1億円未満の法人の収益に対して課税される額	資本金1億円未満の法人は、法人全体の9割以上を占めており、その多くが中小企業である。これらの法人への課税額の推移により、各種施策による中小企業の成長状況を把握できることから、適切な指標となるため。	3,343百万円 (R6年度)	3,458百万円以上 (R8年度)	3,516百万円以上 (R9年度)	3,576百万円以上 (R10年度)	3,637百万円以上 (R11年度)	法人市民税(法人税割)は法人の収益に応じて課税され、市内の経済状況を反映する指標となることから、中小企業支援の取組を通じて、H29年度以降のGDP成長率(年平均1.6%)を上回る1.7%の成長を目標とし、持続的な経済成長をめざす。
	事業所数(雇用者のいない個人経営の事業所を除く) (経済センサス基礎調査)	民営事業所数(雇用者のいない個人経営の事業所を除く)	市内企業の競争力強化や経営改善に向けた支援、立地ニーズに応じた事業用地のマッチング等により、市内に企業が集積していることを示すものとして、市内の事業所の継続的な増加が適切な指標となるため。	32,500社 (R6年度)	—	—	—	32,750社以上 (R11年度)	国の推計では事業所数は全国的に緩やかに減少傾向にあるとされており、経営者の高齢化も進んでいる状況にある。このような状況から、事業所数の大幅な増加は望めないものの、直近で比較が可能なH28年度とR3年度の経済センサス活動調査における事業所数の増加率(0.7%)以上を目標とする。なお、指標とする数字は基礎調査の速報値をベースとしている。※5年ごとの調査
4-1-3	本市への訪日外国人旅行者数 (モバイル空間統計)	NTTドコモのモバイル空間統計を活用した「神奈川県観光オープンデータ(神奈川県観光協会)」に基づく本市を訪問した外国人旅行者数	観光施策(各種プロモーション、ツアー造成等)を実施した結果として、誘客指標は重要であり、成果を定量的に示すものとして、旅行者数の増加が適切な指標となるため。	69万人 (R6年)	84万人以上 (R8年)	91万人以上 (R9年)	98万人以上 (R10年)	105万人以上 (R11年)	国のR12年目標(訪日外国人旅行者数6,000万人、R6年比約1.6倍)を踏まえ、本市では同様の増加傾向を目標に、年間約7.2万人の増加を見込み、R11年には現状比約36万人増の105万人以上を目標値として設定する。
	宿泊施設の年間宿泊者数 (川崎市調べ)	国土交通省「宿泊旅行統計調査」をもとに、本市が独自に推計した人数	観光施策(各種プロモーション、ツアー造成等)を実施した結果として、滞在指標は重要であり、成果を定量的に示すものとして、宿泊者数の増加が適切な指標となるため。	231万人泊 (R6年)	237万人泊以上 (R8年)	241万人泊以上 (R9年)	244万人泊以上 (R10年)	247万人泊以上 (R11年)	国土交通省「宿泊旅行統計調査」をもとに、市内宿泊施設の部屋数などを考慮して本市が独自に推計した宿泊者数について、過去10年間の増加傾向から計画期間では年間約3万人泊の増加を目標として設定する。
	観光・商業関連事業者が新たに生み出した付加価値 (川崎市調べ)	「経済構造実態調査」をもとに、本市が独自に集計した小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業の付加価値額の合計	観光振興や商業活性化の取組等により、賑わいの創出にとどまらず、地域経済の持続的な成長につなげていくことが重要であり、付加価値額は事業者が地域で新たに生み出した価値を定量的に示す指標となるため。	1,764億円 (R6年)	1,865億円以上 (R8年)	1,917億円以上 (R9年)	1,971億円以上 (R10年)	2,026億円以上 (R11年)	「経済構造実態調査」をもとに本市が独自に集計した小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業の付加価値額について、直近(R3年度からR4年度)の市内総生産の伸び率を参考に、毎年2.8%の増加を見込んだ数値を目標とする。
4-1-4	認定農業者の経営体数 (川崎市調べ)	市に農業経営改善計画を提出して認定され、支援を受ける認定農業者の累計経営体数	農業者数全体が年々減少傾向にある中で、既存の担い手への集約や新たな担い手確保・育成の取組が必要であり、その効果として、自ら農業経営改善計画を作成し、市町村に認められた農業者「認定農業者」の経営体の増加が適切な指標となるため。	57経営体 (R6年度)	59経営体以上 (R8年度)	61経営体以上 (R9年度)	63経営体以上 (R10年度)	65経営体以上 (R11年度)	現計画期間中(R4~6年度)で新規に認定農業者となった経営体は年平均約3経営体の増加となっており、施策効果を踏まえ、更なる新規増加(年平均3.75経営体増加)を見込む一方で、5年毎の更新の際に一定の経営改善の成果が出た等の理由で更新しない方もおり、それらの減少率(各年度の対象者の約30%)も反映したものを目標とする。
	市街化調整区域での農地貸借面積 (川崎市調べ)	市街化調整区域内において貸借が行われている農地面積の合計	農地面積がこの30年間で半減しており、農地貸借の推進により耕作放棄地や違反転用を抑えるとともに担い手への農地集約が必要であり、その取組の効果として、公示されて客観性もある市街化調整区域内での農地貸借面積(農地法3条の賃貸を除く)の増加が適切な指標となるため。	13.2ha (R6年度)	15.7ha以上 (R8年度)	17.0ha以上 (R9年度)	18.3ha以上 (R10年度)	19.6ha以上 (R11年度)	市街化調整区域内での農地貸借面積は、R4年度の土地所有整理による農地集約分を除いた増加分である平均0.95haを基準とし、施策効果を踏まえ、今後は継続して毎年度約1.3ha以上増加させていくことを目標とする。
	援農ボランティア数 (川崎市調べ)	かわさきそだち栽培支援講座(援農ボランティア育成講座)の累計修了生数	市民と農業のつながる機会に関する取組の効果として、農業者の労働力不足解決に寄与する援農ボランティアの増加が適切な指標となるため。	172人 (R6年度)	186人以上 (R8年度)	186人以上 (R9年度)	200人以上 (R10年度)	200人以上 (R11年度)	援農ボランティアの育成については、「かわさきそだち栽培支援講座」(2か年事業)を開催し、R7~8年度の講座では14人が受講していることから、同程度の伸びを見込んだ数値を目標とする。



施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
4-1-5	市の就業支援事業による就職決定者数 (川崎市調べ)	市が実施するキャリアサポートかわさき事業等の就業支援事業によって就職が決定した人数	多様な人材の就業支援と企業の人材確保支援に向けた取組の効果として、キャリアサポートかわさき事業等によって就職が決定した人数が適切な指標となるため。	468人 (R4~6年度 平均)	498人以上 (R6~8年度 平均)	498人以上 (R7~9年度 平均)	501人以上 (R8~10年度 平均)	504人以上 (R9~11年度 平均)	キャリアサポートかわさき事業等による就職決定者数は、社会経済状況や企業の採用計画に大きく左右されるなど年度ごとの変動が見られることから、目標値は直近の3か年平均で設定する。R7年度の推定値495人を基準として、R4年度実績値からR7年度推定値までの平均増加人数(1.5人)を上回る高い水準を維持・向上できるように、毎年度3人ずつ段階的に引き上げていくことを目標とする。
	働き方改革の取組を行っている事業所の割合 (川崎市調べ)	川崎市労働状況実態調査の「働き方改革への取組状況」にて取組を行っている」と回答した割合	ライフスタイルや価値観の変化に伴う働き方の多様化に対し、市内企業が働く人々が働きやすい環境づくりを推進・維持することが必要であり、多様な働き方を選択できる体制を確保する市内企業の割合が適切な指標となるため。	87.3% (R6年度)	90%以上 (R8年度)	90%以上 (R9年度)	90%以上 (R10年度)	90%以上 (R11年度)	働き方改革に取り組む市内企業の割合は、R4年度からR6年度までの3年間で減少傾向にあるものの、働き方改革に取り組む企業が増え、多様な働き方ができる環境整備を推進することは重要であることから、今後も同程度を維持していくことを目標とする。
4-2-1	臨海部に立地する企業が納める固定資産税額 (川崎市調べ)	臨海部の法人が納める固定資産税額の推計値を合算して算出	川崎臨海部の産業競争力の強化や、大規模土地利用転換の取組、カーボンニュートラル化の推進などが図られていくためには企業の積極的な設備投資が行われていく必要がある。臨海部においても企業の設備投資を後押しする支援施策などを実施することから、企業の設備投資の状況の評価するため、企業が納める固定資産税額を設定する。	29,024百万円 (R6年度)	29,607百万円以上 (R8年度)	29,904百万円以上 (R9年度)	30,203百万円以上 (R10年度)	30,505百万円以上 (R11年度)	企業の設備投資により、産業競争力が強化されるとともに、固定資産税額の増加につながることから、今後も産業競争力の強化や社会課題解決に向けて、キングスフロントや南渡田地区の研究開発拠点の形成、カーボンニュートラルコンビナートへの転換に向けた取組、土地利用転換の推進や投資促進制度の運用などを推進していくため、臨海部に立地する企業が納める固定資産税額を目標とする。なお、目標値については、直近10年間の増加率平均が1%であることから、年1%以上の増加を設定する。
	川崎区の従業者1人あたりの製造品出荷額等 (経済構造実態調査)	川崎区の製造品出荷額等/川崎区の従業者数	生産性の向上等により、企業の活性化を評価することができることから、川崎臨海部における立地企業の産業競争力の強化を測る指標として、従業者1人あたりの製造品出荷額等を設定する。	12,935万円 (R6年度)	13,458万円以上 (R8年度)	13,727万円以上 (R9年度)	14,001万円以上 (R10年度)	14,282万円以上 (R11年度)	生産人口の減少や石油業界再編を踏まえ、生産性の向上等により現在の水準を維持することが重要と考える。一方で、国がインフレ目標を2%に設定していることから、年2%以上の増加を設定する。
	扇島地区(南地区)及び南渡田地区における土地利用転換の進捗率(面積) (川崎市調べ)	(「扇島地区(南地区)+南渡田地区+関連公共基盤」における土地利用転換の完了面積)/(「扇島地区(南地区)+南渡田地区+関連公共基盤」における土地利用転換の計画面積)×100(%)	JFEスチール(株)の高炉等休止に伴う大規模土地利用転換の取組は、我が国の産業競争力強化や社会課題解決に資する産業拠点形成等により、臨海部全体の持続的な発展を牽引する役割を担うことから、対象となる広大な面積における取組状況を示す指標として、土地利用転換の進捗率を設定する。	0% (R7年度)	0%以上 (R8年度)	1.9%以上 (R9年度)	16.5%以上 (R10年度)	19.8%以上 (R11年度)	土地利用方針等に基づき、戦略的に本市が誘導・整備し土地利用転換を推進する計画面積のうち、第4期実施計画期間中に予定している扇島地区(南地区)の先導エリアや南渡田I期地区(北地区北側)の供用開始により完成する施設の敷地や関連公共基盤の目標面積の割合を目標値として設定する。 ・目標面積:約55.5ha ・計画面積:約279.6ha ・扇島地区(南地区):土地利用方針で示している「土地利用転換を実施する範囲」 ・南渡田地区:土地利用方針で示している「土地利用転換に向け、拠点整備基本計画を策定した範囲」 ・関連公共基盤:上記2地区における土地利用転換に関連して整備する道路等の公共基盤
4-2-2	公共心頭取扱貨物量 (港湾統計)	公共心頭における取扱貨物量を集計し算出	ポートセールスや港湾機能の強化等による取扱貨物量の増加が、競争力の強化を示す数値であることから、指標として設定する。	875万t (R6年)	881万t以上 (R7年)	887万t以上 (R8年)	892万t以上 (R9年)	898万t以上 (R10年)	港の更なる競争力強化に向けて、引き続き積極的なポートセールスを推進するとともに、港湾施設の機能強化を図っていくことから、貨物動向や港湾施設の整備状況を踏まえた目標値を設定する。
	川崎港港湾脱炭素化推進計画に掲載される港湾脱炭素化促進事業数 (川崎市調べ)	脱炭素化に資する本市や立地企業による取組として川崎港港湾脱炭素化推進計画に掲載されている港湾脱炭素化促進事業の数	2050年のカーボンニュートラルポートの実現と、港の競争力強化に向けて、川崎港では川崎港港湾脱炭素化推進計画を策定し、官民連携して取組を推進しており、継続した取組による掲載事業の増加は、脱炭素化や競争力強化につながることから、指標として設定する。	114事業 (R6年度)	126事業以上 (R8年度)	132事業以上 (R9年度)	138事業以上 (R10年度)	144事業以上 (R11年度)	港の競争力強化に向けて継続的に立地企業の取組を推進していく中で、R5年度末からR6年度末にかけての掲載事業の増加ペース(6件)を維持するものとして目標値を設定する。
	主な港湾緑地周辺の休日における年間滞留人口(R6年度比) (RESAS)	当該年度の休日における主な港湾緑地等の年間総滞留人口/R6年度の休日における主な港湾緑地等の年間総滞留人口×100(%) ※主な港湾緑地等は、東扇島東公園、中公園、西公園、ちどり公園、水江町公園(完成後)及び川崎マリエンとする ※125mメッシュでの集計とする	港湾の活力や機能の継続的な維持・強化に向けては、川崎港に対する市民理解の向上が不可欠であることから、市民に開かれた港づくりに向けた取組の成果として、主な港湾緑地周辺の休日における年間滞留人口増加率を指標として設定する。	100% (R6年度)	103%以上 (R8年度)	105%以上 (R9年度)	107%以上 (R10年度)	108%以上 (R11年度)	市民に開かれた港づくりの取組を引き続き推進していくことから、川崎マリエンのR1年度-R6年度(コロナ及び体育室修繕の影響があったR2年度-R4年度を除く)の年平均増加率1.62%と同等の増加率で目標値を設定する。(各年度目標値は小数点以下四捨五入)



施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
4-3-1	広域拠点(川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅)の駅周辺滞留人口(RESAS)	広域拠点の駅周辺の2号再開発促進地区における、RESASにより算出した1日あたりの滞留人口の合計※0時～6時は除く、年間平均	都市機能の集積や交通結節機能の強化、賑わい創出に向けた取組などは、来街者や就業者等の増加につながるため、駅周辺の滞留人口を把握することで、魅力にあふれた広域拠点の形成に向けた取組の成果を測ることができることから、指標として設定する。	185.1万人/日 (R6年)	187.3万人/日以上 (R8年)	188.3万人/日以上 (R9年)	189.3万人/日以上 (R10年)	190.3万人/日以上 (R11年)	国勢調査により算出した広域拠点駅周辺の昼間人口は増加傾向にあり、引き続き市全体の活力を高め持続可能なまちづくりを牽引するため、昼間人口の増加率を使用して1日あたりの駅周辺滞留人口の推計値を算出し、目標値として設定する。
	地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅周辺人口(川崎市統計書)	地域生活拠点の駅を中心とした半径500m圏内の町丁目を抽出し、各町丁目の川崎市統計書の人口を合計	地域生活拠点では、それぞれの地域特性を活かしながら、商業や業務だけでなく都市型住宅の機能も集積し、多様なライフスタイルに対応したコンパクトな、魅力と個性にあふれたまちづくりを推進していることから、地域生活拠点の駅周辺の人口を指標として設定する。	19.7万人 (R7年度)	19.7万人以上 (R8年度)	19.8万人以上 (R9年度)	19.8万人以上 (R10年度)	19.9万人以上 (R11年度)	地域生活拠点では、地域特性を活かしたコンパクトなまちづくりを推進しており、駅周辺の人口は増加傾向にあるため、将来人口推計により算出した人口増加率を使用し、駅周辺人口の推計値を算出し、目標値として設定する。
	地価公示(住宅地・商業地)の平均価格(川崎市の地価情報)	(全市の住宅地の平均価格×地点数+商業地の平均価格×地点数)÷(全市の住宅地の地点数+商業地の地点数)	拠点等の重点的整備により地価が上昇し、効果は拠点駅周辺や鉄道沿線地域に波及するため、地価公示の平均価格を把握することで、拠点整備等の波及効果を測る。	472.6千円/㎡ (R7年)	480.6千円/㎡以上 (R8年)	488.8千円/㎡以上 (R9年)	497.3千円/㎡以上 (R10年)	505.6千円/㎡以上 (R11年)	これまでの拠点等の重点的整備により地価が上昇しており、引き続き拠点等の整備を推進していることから、過去の地価公示の平均価格から算出した上昇率を使用し、各年の平均価格の推計値を算出し、目標値として設定する。
4-4-1	都市計画道路の完成延長(川崎市調べ)	都市計画道路の整備が完成した区間の総延長	都市計画道路は、市民生活や経済活動を支える重要な都市基盤であり、その整備延長を把握することで、道路網の形成状況を定量的に評価し、取組の成果を測ることができるため。	210.9km (R6年度)	212.5km以上 (R8年度)	212.5km以上 (R9年度)	213.3km以上 (R10年度)	215.6km以上 (R11年度)	市民生活や経済活動を支えるため、着実な道路網の形成が求められる中、「道路整備プログラム」に基づき、整備効果の高い箇所を選定し、効率的・効果的な整備を推進することで、都市計画道路の完成をめざす。
	渋滞対策の改善効果が発現した累計箇所数(川崎市調べ)	渋滞対策の実施により、交通の円滑化などの改善効果が確認された累計箇所数	局所的かつ即効的な渋滞対策は、効率的・効果的な渋滞緩和に資する取組であり、その改善効果が発現した累計箇所数を把握することで、交通環境の改善に向けた取組の成果を測ることができるため。	18か所 (R6年度)	19か所以上 (R8年度)	20か所以上 (R9年度)	21か所以上 (R10年度)	22か所以上 (R11年度)	市内交通の円滑化が求められる中、幹線道路の整備には一定の期間を要することから、早期の効果発現を目的として、計画的に渋滞対策を推進しており、交差点改良など局所的かつ即効的対策等により、渋滞対策の改善効果が確認された箇所の増加をめざす。
	橋りょうの耐震化率(川崎市調べ)	耐震対策済橋りょう数/耐震対策が必要な橋りょう数(384橋)×100(%)	計画的に耐震対策を実施し、耐震化された橋りょう数を把握することで、安全性の向上に向けた取組の成果を測ることができるため。	75% (R6年度)	83%以上 (R8年度)	87%以上 (R9年度)	91%以上 (R10年度)	95%以上 (R11年度)	首都圏直下地震などの大規模地震に備えて橋りょうの耐震性能を向上することは、道路網の維持につながるものである。そのため、「橋梁耐震化計画」に基づき、主要な橋りょう及び防災上の観点から重要性の高い一般橋りょうについて耐震性能の向上を図り、R11年度末時点で橋りょうの耐震化率95%以上の達成をめざす。
4-4-2	地域公共交通の利用者数(川崎市調べ)	路線バス(統計情報)とコミュニティ交通(川崎市調べ)の利用者数の合算値	路線バスとコミュニティ交通の利用者数は、市民の多様な移動ニーズへの対応や暮らしやすいまちの形成など、地域公共交通に関するさまざまな取組の成果を測ることができるため、指標として設定する。	31.6万人/日 (R5年)	31.6万人/日以上 (R7年)	31.6万人/日以上 (R8年)	31.6万人/日以上 (R9年)	31.6万人/日以上 (R10年)	運転手不足等により路線バスの便数は年々減少している中で、将来にわたり市民の暮らしやすさの向上や本市の強みである都市の利便性を確保するため、目標値を現状以上として設定する。
	シェアサイクルの利用回転数(川崎市調べ)	1日あたりの市内のシェアサイクルの利用回数/市内のシェアサイクルの台数※※市内に設置されている全ラック数の1/2	自転車活用の一つであるシェアサイクルは、身近な地域交通における移動手段の一つとして年々ポータリティや利用回数が増加している中で、その利用の状況や事業性をわかりやすく測るため、利用回転数を指標として設定する。	2.7回/日・台 (R6年度)	2.7回/日・台以上 (R8年度)	2.7回/日・台以上 (R9年度)	2.7回/日・台以上 (R10年度)	2.7回/日・台以上 (R11年度)	シェアサイクル事業については、事業者による継続的な運営が重要であり、現状値の2.7回/日・台が今後も事業が継続できる利用回転数と考えられることから、目標値は実績を踏まえた現状値以上とし2.7回/日・台以上に設定する。



施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
4-4-3	有責事故発生件数 (川崎市調べ)	有責事故の1年間の発生件数の集計 ※責任割合1%以上の有責事故	運転手実技研修の実施や輸送の安全に係る啓発活動などによる市バス運輸安全マネジメントの取組の成果を測る指標として設定する。	40件 (R6年度)	29件以下 (R8年度)	29件以下 (R9年度)	29件以下 (R10年度)	29件以下 (R11年度)	輸送の安全性の維持・向上を図るため、これまでの「バス事業経営計画」で目標としていた数値と同等の数値を目標値として設定する。
	お客様総合満足度(市バスお客様アンケート調査) (川崎市調べ)	アンケートにおいて、市バスに対する総合的な満足度について、「非常に満足」「満足」と回答した人の割合	運転手接遇研修などによる市バスサービス推進の取組の成果を測る指標として設定する。	73.4% (R6年度)	72%以上 (R8年度)	72%以上 (R9年度)	72%以上 (R10年度)	72%以上 (R11年度)	R6年度は川崎市交通事業80周年の年であり、バスデーイベントの開催や記念グッズの販売等明るい話題が多かったことから、市バスに対するイメージが向上したが、この水準をめざし、これまでの目標値と同様の目標値を設定する。
	市バスの乗車人員(1日平均) (川崎市調べ)	乗合バス事業に係る1年間の乗車人員/1年間の営業日数	利用動向や走行環境の変化に応じたダイヤ改正などによる市バスサービス推進の取組の成果を測る指標として設定する。	12.8万人 (R6年度)	12.8万人以上 (R8年度)	12.8万人以上 (R9年度)	12.8万人以上 (R10年度)	12.8万人以上 (R11年度)	将来的な人口減少や、運転手及び整備士の全国的な人材不足が加速している中、市バスは、市民の日常生活を支える身近な公共交通機関として重要な役割を果たしていることから、目標値を現状以上として設定する。
4-5-1	週1回以上のスポーツ・運動の実施率 (市民アンケート)	「週5日以上」「週3～4日程度」「週1～2日程度」スポーツをすると回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	スポーツを「する」人の割合は、市民が定期的、習慣的にスポーツに親しんでいることを直接的に示す指標であり、実施率の推移を定量的に測ることができるため。	44.7% (R7年度)	46.2%以上 (R8年度)	47.6%以上 (R9年度)	48.8%以上 (R10年度)	50.0%以上 (R11年度)	高齢化社会が進む中、スポーツや運動の重要性が高まってきていることなどから、スポーツを「する」市民を一層増加させる必要があり、市民の半数以上がスポーツを実施している状態をめざし、過去の実績値の推移を勘案して50%を目標値に設定する。
	年1回以上の直接観戦率 (市民アンケート)	年1回以上「観戦した(川崎市内外)」「観戦した(川崎市のみ)」「観戦した(川崎市外のみ)」と回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	スポーツを「みる」人の割合は、市民の関心度や行動を直接的に示す指標であり、観戦率の推移を定量的に測ることができるため。なお、国内有数のクラブチーム・アスリートが本市を活動拠点としており、現地観戦でなければ得ることのできない臨場感や一体感により、スポーツに対する興味・関心を高めていくとともに、地域への愛着を深めるため、テレビなどによる間接的な観戦を含まない「直接観戦率」を指標に設定する。	31.4% (R7年度)	32.5%以上 (R8年度)	33.5%以上 (R9年度)	34.3%以上 (R10年度)	35.0%以上 (R11年度)	国内各トップリーグで活躍する市内のクラブチームと連携し、スポーツを「みる」気運を醸成することにより、引き続き増加させることをめざし、目標値を設定する。
	スポーツをささえる活動に年1回以上参加した人の割合 (市民アンケート)	年1回以上スポーツを「ささえる活動」に取り組んだことがあると回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	スポーツを「ささえる」人の割合は、市民がボランティアや運営協力、指導などさまざまな形でスポーツに関わっていることを直接的に示す指標であり、スポーツをささえる活動への参加率の推移を定量的に測ることができるため。	7.4% (R7年度)	7.8%以上 (R8年度)	8.2%以上 (R9年度)	8.6%以上 (R10年度)	9.0%以上 (R11年度)	スポーツが地域に根付き、地域における自主的なスポーツ活動を活性化させていくため、R3年度以降7.5%前後で推移している割合を、普及促進等により着実に引き上げることをめざし、目標値を設定する。
4-5-2	年1回以上文化芸術活動をする人の割合 (市民アンケート)	文化芸術活動(自分で創作・実践したり、文化芸術体験を支援する文化ボランティアの活動に参加したりするなど)「頻繁(週1回以上)」「定期的(月1回以上)」「少なくとも年に1回は」活動すると回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、市民主体の文化芸術活動を促進していくための環境づくりに取り組んでおり、施策目標の「親しむ」姿勢を直接的に示す行動を定量的に測ることができるため。	16.1% (R7年度)	16.5%以上 (R8年度)	16.9%以上 (R9年度)	17.3%以上 (R10年度)	17.7%以上 (R11年度)	文化芸術活動する人が増えることでさまざまな出会いや交流が促進され、自由で多様な創作活動が生まれるものであり、R7年度に実施した市民アンケートの結果及び全国実績の直近3カ年の上がり幅を踏まえ、目標値を設定する(毎年+0.4ポイントに設定)。
	年1回以上文化芸術の鑑賞をする人の割合 (市民アンケート)	ホール、劇場、美術館及び博物館等で文化芸術鑑賞活動を「頻繁(週1回以上)」「定期的(月1回以上)」「少なくとも年に1回は」活動すると回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、市民主体の文化芸術活動を促進していくための環境づくりに取り組んでおり、文化芸術に触れる市民の割合は、文化芸術への関心度やアクセス状況を定量的に測ることができるため。	48.6% (R7年度)	49.2%以上 (R8年度)	49.7%以上 (R9年度)	50.2%以上 (R10年度)	50.7%以上 (R11年度)	鑑賞者が増えることで文化芸術に対する関心が高まり、地域の文化イベントへの参加意欲が向上するとともに、施設活用の活性化にもつながる。R7年度に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、文化芸術の鑑賞した人の割合を着実に増やすことをめざし、目標値を設定する(毎年+0.5ポイントに設定)。
	主要文化施設の入場者数 (川崎市調べ)	主要文化施設(4か所※)における入場者数の実績報告の合計値 ※東海道交流館、大山ふるさと館、藤子・F・不二雄ミュージアム、アートセンター	入場者数は、費用対効果を測る成果指標として有効であるほか、文化施設が市民にどれだけ利用されているかを示す定量的な指標でもあり、施策の成果を直接測ることができるため。	59.4万人 (R6年度)	59.6万人以上 (R8年度)	59.8万人以上 (R9年度)	60.0万人以上 (R10年度)	60.2万人以上 (R11年度)	施設の整備やイベント開催などが、市民の来訪につながっている施設(東海道交流館、大山ふるさと館、藤子・F・不二雄ミュージアム、アートセンター)における過去4年間の実績を踏まえ、入場者数を毎年0.2万人ずつ増加していくことをめざし、目標値を設定する。 ※「岡本太郎美術館」及び「ミュージアム川崎シンフォニーホール」については、第4期実施期間中において大規模工事に伴う休止等を予定しているため当該指標の合計値には計上しない。



施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
4-6-1	オンライン申請率 (川崎市調べ)	オンライン申請件数/申請総数×100(%) ※e-KAWASAKI、LoGoフォーム、 びったりサービス利用手続(コンビニ 交付可能な手続を除く)	行政手続の原則オンライン化により導入した主要3システム のオンライン申請率を把握することで、オンライン申請の認 知度の向上やUI・UXの向上等の利用拡大に向けた取組の 効果を測ることができるため。	25.6% (R6年度)	31%以上 (R8年度)	34%以上 (R9年度)	37%以上 (R10年度)	40%以上 (R11年度)	行政手続の原則オンライン化による市民の利便性向上、行政の効率 化を実現していくため、広報強化やUI・UXの向上に取り組み、原則 オンライン化により導入した主要3システム(e-KAWASAKI、 LoGoフォーム、びったりサービス)を利用する手続のオンライン申 請率を、これまでの利用状況の増加等を加味して、令和11年度未ま でに40%以上とすることをめざす。
	施設・窓口におけるキャ ッシュレス決済比率 (川崎市調べ)	キャッシュレス決済額/総決済額 ×100(%)	キャッシュレス決済の比率の推移により、キャッシュレス決 済の利用拡大に向けた広報等による取組の効果を測ること ができるため。	17% (R6年度)	20%以上 (R8年度)	21%以上 (R9年度)	21.5%以上 (R10年度)	22%以上 (R11年度)	R4年度からR6年度にかけてキャッシュレス決済比率は、10.5% →14.6%→17.1%と推移し、増加率が減少傾向にあることを踏ま え、利用促進に向けた広報等の取組により、R8～9年度は1%、 R10～11年度は0.5%の増加をめざす。
	提供しているオープンデー タの月平均ダウンロード数 (川崎市調べ)	本市ホームページ上で提供している オープンデータの月平均ダウンロー ド数	利用者ニーズの高いオープンデータの公開を進めることに より、市民・企業等のダウンロード数が増加することで、利 便性が向上していることを測ることができるため。	38,163件 (R6年度)	48,000件 以上 (R8年度)	53,000件 以上 (R9年度)	58,000件 以上 (R10年度)	63,000件 以上 (R11年度)	直近の月平均ダウンロード数 <sup>※</sup> の増加傾向を踏まえ、毎年度5,000 件以上の増加をめざす。 ※R6年度(下半年)39,942件⇒R7年度(上半年)44,932件
4-7-1	シビックプライド指標・市 民の市への「愛着」に関す る平均値(10点満点) (川崎市都市イメージ調 査)	「愛着」に関する質問項目の平均ス コア	戦略的なシティプロモーションや共創プロジェクトの取組等 により、どれだけ市民のシビックプライドが醸成されたかを 測ることができる指標であるため。	6.3点 (R6年度)	6.3点以上 (R8年度)	6.4点以上 (R9年度)	6.4点以上 (R10年度)	6.5点以上 (R11年度)	市制100周年を契機としてスコアが上昇したことから、その高い水 準で維持・向上させることをめざし、上昇した現状値に100周年事 業実施前の上昇値を加味して、目標値を設定する。
	シビックプライド指標・市 民の市への「誇り」に関す る平均値(10点満点) (川崎市都市イメージ調 査)	「誇り」に関する質問項目の平均ス コア	戦略的なシティプロモーションや共創プロジェクトの取組等 により、どれだけ市民のシビックプライドが醸成されたかを 測ることができる指標であるため。	5.9点 (R6年度)	5.9点以上 (R8年度)	5.9点以上 (R9年度)	5.9点以上 (R10年度)	6.0点以上 (R11年度)	市制100周年を契機としてスコアが上昇したことから、その高い水 準で維持・向上させることをめざし、上昇した現状値に100周年事 業実施前の上昇値を加味して、目標値を設定する。
	隣接都市における、川崎市 に良いイメージがあると感 じている人の割合 (川崎市都市イメージ調 査)	「川崎市のイメージ」を「良い」と回答 した隣接都市居住者の割合	戦略的なシティプロモーションや共創プロジェクトの取組等 により、どれだけ対外的な認知度やイメージが向上したかを 測ることができる指標であるため。	58.5% (R6年度)	58.9%以上 (R8年度)	59.3%以上 (R9年度)	59.7%以上 (R10年度)	60%以上 (R11年度)	100周年事業実施前は35%～50%程度であったが、市制100周 年を契機として割合が上昇したことから、その高い水準での維持・ 向上をめざし、戦略的なシティプロモーションや共創プロジェクトの 取組等の実施により、現状値からさらに引き上げ、60%を目標と する。
5-1-1	地域活動に関する取組に 関わっている人の割合 (市民アンケート)	地域活動に関する取組に年1回以上 関わっている人の割合 (回答者数から「参加していない」「無 回答」を除いた割合) ※無作為抽出3,000人	地域イベントや町内会・自治会などの地域活動への参加は、 地域コミュニティの活性化の根幹であり、実際に市民がど れだけ関わっているかを定量的に示す指標であるため。	47.9% (R7年度)	48.5%以上 (R8年度)	49.0%以上 (R9年度)	49.5%以上 (R10年度)	50.0%以上 (R11年度)	コミュニティの活性化には、地域におけるさまざまな活動の広がり が重要であり、市民の半数以上が地域活動に関わっている状態を 目指し、目標値を設定する。
	町内会・自治会加入率 (川崎市調べ)	町内会・自治会加入世帯数/総世帯 数×100(%)	町内会・自治会は地域の安全、交流、情報共有などを担う 重要な組織であり、加入率は地域コミュニティの活性化を 示す定量的な指標であるため。	54.7% (R7年度)	54.7%以上 (R8年度)	54.7%以上 (R9年度)	54.7%以上 (R10年度)	54.7%以上 (R11年度)	これまでの町内会・自治会の加入率の中長期的な漸減傾向に歯止 めをかけ、現状水準(R7.4.1現在の加入率)を維持していくことを めざし、目標値を設定する。
	かわさきSDGsパートナー 登録・認証事業者数 (川崎市調べ)	川崎市SDGs登録・認証制度「かわさ きSDGsパートナー」に登録又は認 証している事業者数	「かわさきSDGsパートナー」制度は、地域課題の解決に向 けた企業・団体の参画を促すものであり、施策目標の「多様 な主体による協働・連携」を具体的に示す指標であるため。	3,446者 (R6年度)	3,650者 以上 (R8年度)	3,750者 以上 (R9年度)	3,800者 以上 (R10年度)	3,850者 以上 (R11年度)	R3年の「かわさきSDGsパートナー」制度開始から登録・認証事 業者数は飛躍的に増加したものの、増加率が減速している傾向から既 にSDGsに関心を持つ事業者の多くが登録済みと考えられるため、 現状水準から増加を維持していくことをめざし、目標値を設定する。



施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
5-1-2	区役所サービスに満足している人の割合 (川崎市調べ)	各区役所で実施する区役所サービス向上に関するアンケート調査に対して、4段階評価(満足、やや満足、やや不満、不満)の中で「満足」「やや満足」を選択した人の割合(設問8項目の平均値)	満足割合は、サービスの質や対応の丁寧さ、利便性などを総合的に評価する指標であり、施策目標の「利用者満足度」を直接的に測ることができる指標であるため。	96.5% (R7年度)	—	97.5%以上 (R9年度)	—	98.5%以上 (R11年度)	区役所サービスの質や丁寧さ、利便性などを向上する取組を総合的に進めることにより、隔年の調査ごとに1ポイントの区役所利用者のサービス満足割合の増加をめざし、目標値を設定する。 ※隔年調査
	コンビニ交付による証明書発行の割合 (川崎市調べ)	コンビニ交付件数/各種証明書発行交付件数×100(%) ※コンビニ交付対象証明書に限定し、公用請求、第三者請求を除く	コンビニ交付による証明書の発行は、時間や場所に縛られず証明書を取得できるサービスであり、利便性向上を定量的に測ることができるため。	36.0% (R6年度)	45.5%以上 (R8年度)	47.0%以上 (R9年度)	48.5%以上 (R10年度)	50.0%以上 (R11年度)	R7.3月からコンビニ交付手数料を減額したことによる利用促進効果やマイナンバーカードの活用が進むことなどにより、対象とする証明書の半数以上がコンビニ交付を利用している状態をめざす。 R8年度はコンビニ交付手数料の減額に伴う交付件数の増加を見込み45.5%とし、R9以降は年1.5ポイントの増加を見込み、50.0%を目標として設定する。
	転出届におけるオンライン申請の割合 (川崎市調べ)	オンライン届出件数※/転出届出件数×100(%) ※マイナポータルによる転出届出件数	オンライン申請の割合の増加は、窓口対応の負担軽減や市民の待ち時間短縮などに伴い、区役所サービスの利便性・効率性の向上を定量的に測ることができるため。	26.3% (R6年度)	29.8%以上 (R8年度)	31.5%以上 (R9年度)	33.3%以上 (R10年度)	35.0%以上 (R11年度)	社会全体のデジタル化の進展やマイナンバーカードの活用が進むことなどにより、R10年度までに3人に1人がオンライン申請をしている状態をめざし、年1.7ポイント程度の申請率の増加を見込み、目標値を設定する。
5-1-3	市民館等が実施する社会教育振興事業等の参加者数 (川崎市調べ)	市民館等が実施する社会教育振興事業等の参加者数	市民が主体的に学び、学びを通じて人とつながる取組を進めたいためには、市民が広く社会的な課題等について学び、主体的に活動する場である社会教育振興事業等を促進することが必要であり、当該事業の参加者数の推移を見ることで、市民館等における取組の成果を測るものとして設定する。	71,975人 (R6年度)	71,600人以上 (R8年度)	71,100人以上 (R9年度)	73,300人以上 (R10年度)	73,800人以上 (R11年度)	市民館等が実施する社会教育振興等事業の参加者数については、コロナ禍の影響から一時は大きく減少したものの、現在は、コロナ禍以前の水準で事業を実施できていることや、R7年度から順次指定管理者制度を導入することなどを踏まえ、指定管理制度導入後、毎年度1%増加させることを目標値とする。なお、R8、R9年度は、幸市民館の改修工事に伴う減少を見込み目標値を設定する。
	社会教育事業を通じて新しい知り合いが増えた人の割合 (川崎市調べ)	市民館が実施しているアンケートにおいて、社会教育振興事業を通して「つながり・知り合いができた」と回答した参加者の割合	市民館においては、学びや活動を通じたつながりづくりの役割が求められており、市民館において実施している事業によって「つながり・知り合いができた」と答えた参加者の割合を見ることで、社会教育振興事業における学びを通じたつながりづくりの取組の成果を測るものとして設定する。	61.4% (R6年度)	62.4%以上 (R8年度)	62.9%以上 (R9年度)	63.4%以上 (R10年度)	63.9%以上 (R11年度)	社会教育振興事業を通じて新しい知り合いが増えた人の割合については、R2年度からR4年度まで40%台後半で推移してきたが、各事業がコロナ以前の水準で実施できる状況となったR5年度は60.7%であり、R6年度は、61.4%と緩やかに増加していることから、R6年度から毎年度0.5%の増加をめざし、63.9%を目標として設定する。
	市立図書館における電子図書館の閲覧回数 (川崎市調べ)	かわさき電子図書館の閲覧回数(独自資料を除く)	図書館は市民が自発的・主体的に学ぶことを支える役割を担っており、時代や市民のニーズに合わせたサービスの充実が求められている。電子図書館の閲覧数を見ることで、インターネットを活用した読書支援に関する取組の成果を測るものとして設定する。	129,236回 (R6年度)	139,000回以上 (R8年度)	144,000回以上 (R9年度)	149,000回以上 (R10年度)	154,000回以上 (R11年度)	かわさき電子図書館については、今後、ニーズを捉えた電子書籍の充実や、学校におけるGIGA端末を活用した読書活動の推進を図ることとしており、R6年度に実施したモデル校での実績から学校が1校実施することにより5,000回程度の閲覧回数の増加が図られるものと推計し、各年1校の増加を見込んで毎年度5,000回の閲覧回数増加を目標として設定する。
5-2-1	人権について興味や関心を持つ市民の割合 (川崎市調べ)	人権に関する市民意識調査の人権について興味や関心がある市民(ある+どちらかといえばある)の割合 ※4年に1度実施 ※無作為抽出2,500人	人権について興味や関心を持つ市民の割合を意識調査で把握することは、人権の施策の浸透度や啓発活動の成果、人権の意識の高まりを測る上での一つの指標と考えられるため。	65.4% (R7年度)	—	—	—	68.0%以上 (R11年度)	人権に対する関心の高まりによって、差別や偏見防止、平和や多様性を受け入れる社会の形成につながることが期待できる。人権に関する市民意識調査の実施項目のうち、本指標と類似し、人権施策推進基本計画の目標でもある「人権侵害についてあってはならないと思う市民の割合」の目標上昇幅(R7→R11で2.6ポイント上昇)を参考に、本成果指標においても4年間で2.6ポイント上昇を目標に設定する。 ※4年ごとの調査
	市の審議会等委員に占める女性の割合 (川崎市調べ)	女性の委員数/本市の審議会等の委員総数×100(%)	市の審議会等委員に占める女性の割合が増えることは、政策・方針決定過程における女性の参画が進展していることを示すものであり、多様な視点が反映されることによって、公正で実効性のある施策の実現につながり、住民一人ひとりのニーズに寄り添った取組の実施状況を測ることができるため。	35.1% (R7年度)	36.5%以上 (R8年度)	37.7%以上 (R9年度)	38.9%以上 (R10年度)	40.0%以上 (R11年度)	女性委員の割合が増えることで、多様な視点が反映され、公正で実効性のある施策が実現し、住民一人ひとりのニーズに寄り添った取組が進んでいることを測ることができる。過去の推移(R5年度:33.5%、R6年度:34.2%、R7年度:35.1%)を踏まえ、第3期実施計画における目標値(40%)と同様の数値を目標として設定する。
	生活をする上でバリア(障壁)を感じている人の割合 (川崎市調べ)	「かわさきパラマウントに係る意識調査(障害当事者を含む)の「生活する上で、あなた自身はバリア(障壁)を感じますか。」という質問には「はい」と答えた人の割合	バリアを感じる人の割合は、社会の包摂性や環境整備の状況を測ることができる指標であり、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現度を測る指標として、施策目標に直結するため。	15.8% (R6年度)	15.4%以下 (R8年度)	15.2%以下 (R9年度)	15.0%以下 (R10年度)	14.8%以下 (R11年度)	バリアを感じる人の割合が減ることで、障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい社会の取組が進む。内閣府が実施している類似した意識調査(バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査)の結果推移を踏まえ、バリアを感じている人の割合を毎年0.2ポイント減少させていくことを目標値に設定する。



## 5 総合計画と連携する計画

- 総合計画の着実な推進に向け、各局区において必要な事項を定める個別の計画等のうち、主なものを掲載しています。

※ 計画名の「川崎市」や期数、回数等は省略しています。

番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区
1	かわさき強靱化計画	1-1-1	危機管理本部
2	効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針	1-1-1	危機管理本部
3	川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル	1-1-1	危機管理本部
4	地域防災計画（各区版含む）	1-1-1	危機管理本部
5	国民保護計画	1-1-1	危機管理本部
6	臨海部防災対策計画	1-1-1	危機管理本部
7	災害時のトイレ対策方針	1-1-1	危機管理本部
8	備蓄計画	1-1-1	危機管理本部
9	耐震改修促進計画	1-1-2	まちづくり局
10	密集市街地における防災まちづくり推進計画	1-1-2	まちづくり局
11	南武支線沿線まちづくり方針	1-1-2	まちづくり局
12	小田周辺戦略エリア整備プログラム	1-1-2	まちづくり局
13	消防署所の整備・維持管理の考え方	1-1-3	消防局
14	河川維持管理計画/同実施計画	1-1-4	建設緑政局
15	消費者行政推進計画	1-2-1	経済労働局
16	道路維持修繕計画/同実施プログラム	1-2-3	建設緑政局
17	橋りょう長寿命化修繕計画/同実施プログラム	1-2-3	建設緑政局
18	上下水道ビジョン/上下水道事業中期計画	1-3-1	上下水道局
19	地域包括ケアシステム推進ビジョン	1-4-1	健康福祉局
20	地域福祉計画（市/区）	1-4-1	健康福祉局
21	自殺対策総合推進計画	1-4-1	健康福祉局
22	再犯防止推進計画	1-4-1	健康福祉局
23	高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画	1-4-2	健康福祉局

番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区
24	かわさきいきいき長寿プラン	1-4-2	健康福祉局
25	かわさきノーマライゼーションプラン	1-4-3	健康福祉局
26	住宅基本計画	1-4-4	まちづくり局
27	市営住宅等ストック総合活用計画	1-4-4	まちづくり局
28	空家等対策計画	1-4-4	まちづくり局
29	マンション管理適正化推進計画	1-4-4	まちづくり局
30	高齢者居住安定確保計画	1-4-4	まちづくり局
31	住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画	1-4-4	まちづくり局
32	国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） ・特定健康診査等実施計画	1-4-5	健康福祉局
33	かわさき健康づくり・食育プラン	1-4-5	健康福祉局
34	ホームレス自立支援実施計画	1-4-6	健康福祉局
35	かわさき保健医療プラン	1-5-1	健康福祉局
36	アレルギー疾患対策推進方針	1-5-1	健康福祉局
37	感染症予防計画	1-5-1	健康福祉局
38	新型インフルエンザ等対策行動計画	1-5-1	健康福祉局
39	川崎市立病院中期経営計画	1-5-2	病院局
40	川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画	1-5-2	病院局
41	病院局4施設保全計画	1-5-2	病院局
42	こども・若者の未来応援プラン	2-1-1	こども未来局
43	「新たな公立保育所」のあり方基本方針	2-1-1	こども未来局
44	放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性	2-1-2	こども未来局
45	子どもの権利に関する行動計画	2-1-2	こども未来局
46	かわさき教育プラン	2-2-1	教育委員会事務局



番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区
47	市立高等学校改革推進計画	2-2-1	教育委員会事務局
48	不登校対策の充実に向けた指針	2-2-3	教育委員会事務局
49	未来を育む学校サポートプログラム	2-2-4	教育委員会事務局
50	学校施設長期保全計画	2-2-4	教育委員会事務局
51	市立学校体育館等空調設備整備方針	2-2-4	教育委員会事務局
52	学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針	2-2-5	教育委員会事務局
53	環境基本計画	3-1-1	環境局
54	かわさきカーボンゼロチャレンジ2050	3-1-1	環境局
55	地球温暖化対策推進基本計画/同実施計画	3-1-1	環境局
56	環境教育・学習アクションプログラム	3-1-1	環境局
57	循環型社会形成推進計画	3-1-2	環境局
58	循環型社会形成推進地域計画	3-1-2	環境局
59	災害廃棄物等処理実施計画	3-1-2	環境局
60	一般廃棄物処理実施計画	3-1-2	環境局
61	分別収集計画	3-1-2	環境局
62	廃棄物処理施設の中長期的な整備構想	3-1-2	環境局
63	堤根余熱利用市民施設整備基本計画	3-1-2	環境局
64	大気・水環境計画	3-1-3	環境局
65	地域環境管理計画	3-1-3	環境局
66	生物多様性かわさき戦略	3-2-1	環境局
67	みどりの将来像	3-2-1	建設緑政局
68	緑の基本計画/同実施計画	3-2-1	建設緑政局
69	新多摩川プラン	3-2-1	建設緑政局
70	二ヶ領用水基本方針	3-2-1	建設緑政局
71	街路樹管理計画/同実施プログラム	3-2-2	建設緑政局
72	公園施設長寿命化計画	3-2-2	建設緑政局
73	生田緑地ビジョン/同アクションプラン	3-2-2	建設緑政局

番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区
74	富士見公園再編整備基本計画	3-2-2	建設緑政局
75	等々力緑地再編整備実施計画	3-2-2	建設緑政局
76	長期未整備公園緑地の対応方針	3-2-2	建設緑政局
77	川崎市営霊園整備計画/同整備と管理の方針	3-2-2	建設緑政局
78	かわさき産業振興プラン	4-1-1	経済労働局
79	新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション 拠点整備基本計画	4-1-1	経済労働局
80	卸売市場経営プラン	4-1-3	経済労働局
81	中央卸売市場北部市場機能更新に係る基本計画	4-1-3	経済労働局
82	かわさき観光振興プラン	4-1-3	経済労働局
83	農業振興計画	4-1-4	経済労働局
84	労働会館及び教育文化会館再編整備基本計画	4-1-5 5-1-3	経済労働局 教育委員会事務局
85	(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画	4-1-5 5-1-3	経済労働局 教育委員会事務局
86	臨海部ビジョン	4-2-1	臨海部国際戦略本部
87	JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等 休止に伴う土地利用方針	4-2-1	臨海部国際戦略本部
88	扇島地区基盤整備等推進計画	4-2-1	臨海部国際戦略本部
89	南渡田地区拠点整備基本計画	4-2-1	臨海部国際戦略本部
90	浮島1期地区土地利用基本方針	4-2-1	臨海部国際戦略本部
91	塩浜3丁目周辺地区整備基本方針/同土地利用計画	4-2-1	臨海部国際戦略本部
92	臨海部の交通機能強化に向けた実施方針	4-2-1	臨海部国際戦略本部
93	川崎カーボンニュートラルコンビナート構想	4-2-1	臨海部国際戦略本部
94	川崎港長期構想	4-2-2	港湾局
95	川崎港港湾計画	4-2-2	港湾局
96	川崎港港湾脱炭素化推進計画	4-2-2	港湾局
97	東扇島総合物流拠点地区形成計画	4-2-2	港湾局
98	川崎港千鳥町再整備計画の基本的な考え方/同計画	4-2-2	港湾局



番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区
99	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針/都市再開発の方針/住宅市街地の開発整備の方針/防災街区整備方針	4-3-1	まちづくり局
100	都市計画マスタープラン	4-3-1	まちづくり局
101	立地適正化計画	4-3-1	まちづくり局
102	景観計画	4-3-1	まちづくり局
103	川崎駅周辺総合整備計画	4-3-1	まちづくり局
104	京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針	4-3-1	まちづくり局
105	小杉駅北口駅前まちづくり方針	4-3-1	まちづくり局
106	新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり方針/同駅北側地区まちづくりの基本的考え方	4-3-1	まちづくり局
107	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン	4-3-1	まちづくり局
108	柿生駅周辺地区まちづくりビジョン	4-3-1	まちづくり局
109	小田急沿線川崎エリアまちづくりビジョン	4-3-1	まちづくり局
110	バリアフリー基本構想/バリアフリー推進構想	4-3-1	まちづくり局
111	建築物等における木材の利用促進に関する方針	4-3-1	まちづくり局
112	総合都市交通計画	4-4-1	まちづくり局
113	道路整備プログラム	4-4-1	建設緑政局
114	橋梁耐震化計画	4-4-1	建設緑政局
115	建設リサイクル推進計画/同ガイドライン	4-4-1	建設緑政局
116	無電柱化整備基本方針/同推進計画	4-4-1	建設緑政局
117	道路空間活用基本方針	4-4-1	建設緑政局
118	地域公共交通計画	4-4-2	まちづくり局
119	川崎駅東口地区駐車対策推進計画	4-4-2	まちづくり局
120	南武線駅アクセス向上方策案	4-4-2	まちづくり局
121	自転車利用基本方針	4-4-2	建設緑政局
122	自転車活用推進計画/同ネットワーク計画	4-4-2	建設緑政局
123	川崎市バス事業経営計画	4-4-3	交通局
124	スポーツ推進計画	4-5-1	市民文化局

番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区
125	若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針/同環境整備等に関する基本計画	4-5-1	市民文化局
126	文化芸術振興計画	4-5-2	市民文化局
127	浮世絵等の活用に向けた基本方針/同基本計画	4-5-2	市民文化局
128	新たなミュージアムに関する基本構想/同基本計画	4-5-2	市民文化局
129	DX推進プラン	4-6-1	総務企画局
130	シティプロモーション戦略方針	4-7-1	総務企画局
131	これからのコミュニティ施策の基本的考え方	5-1-1	市民文化局
132	協働・連携の基本方針	5-1-1	市民文化局
133	市民活動支援指針	5-1-1	市民文化局
134	区役所改革の基本方針	5-1-2	市民文化局
135	川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針/同実施方針	5-1-2	市民文化局
136	大師・田島地区複合施設 整備・運営基本計画	5-1-2	市民文化局
137	地域デザイン会議運営指針	5-1-2	市民文化局
138	鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針	5-1-2	市民文化局
139	今後の市民館・図書館のあり方	5-1-3	教育委員会事務局
140	市民館・図書館の管理・運営の考え方	5-1-3	教育委員会事務局
141	新しい宮前市民館・図書館基本計画	5-1-3	教育委員会事務局
142	幸市民館・幸図書館改修基本計画	5-1-3	教育委員会事務局
143	文化財保存活用地域計画	5-1-3	教育委員会事務局
144	史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画/同保存活用計画	5-1-3	教育委員会事務局
145	青少年科学館運営基本計画	5-1-3	教育委員会事務局
146	かわさきパラムーブメント推進ビジョン	5-2-1	市民文化局
147	多文化共生社会推進指針	5-2-1	市民文化局
148	地域日本語教育推進方針	5-2-1	市民文化局
149	人権施策推進基本計画	5-2-1	市民文化局
150	男女平等推進行動計画	5-2-1	市民文化局

## 川崎市総合計画

---

令和8(2026)年3月 改定

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

電話 044-200-2166

FAX 044-200-0401

E-mail 17kityo@city.kawasaki.jp

川崎市ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/>

表紙について  
自然環境の保全・成長と社会環境の質の向上が相互に作用し、  
人と自然が共生する好循環を円形のモチーフで表しています。

